

第5章

激動の医科大学

——戦争と民主化の渦にもまれて



はしがき	193
全学あげて戦時体制へ	193
ペンよりも剣，メスよりも鋸	202
戦争末期へさか落し	204
附属女子専門部の経過	207
学友会館の建設問題	209
大きかった火災の痛手	210
亡国病といわれた結核	212
吹き出した民主化の嵐	213
敗戦による混乱からの正常化	216
戦後の学内民主化運動	218
戦後初の病院ストライキ	220
インターン制度の誕生	222
講座の整備増設とその内容の充実	225
授業料値上げおよび大学法案反対	225
女専教授会流会事件	228
予科解散式と80周年記念祝典	232
京都府立医科大学へまっしぐら	233
あとがき(学歌)	236

は し が き

「十年一昔」ということばどおり、国にとっても個人にとっても、10年という時の流れはおおむねひとつの節ふしを意味するものである。

1937年(昭和12年)、いわゆる日支事変がはじまってからの10年間の我国には、怒濤のような軍国化への圧力と第二次大戦の悲劇、そして敗戦を境としてもっぱら他動的にしかれた民主主義路線への適応、といったぐあいに、まさしく「鎖国」と「開国」の嵐がきびすを接して吹きまくった。そのために全国民は完膚なきまでに打ちひしがれ、もっぱらボロボロよしの節づくりに終始したのであった。

京都府立医科大学ももちろんそのあふりを真向から受けたが、さらに1952年(昭和27年)の創立80周年をむかえる頃まで、激動の姿を続けざるを得なかったのである。

全学あげて戦時体制へ

日支事変がはじまって以来、国内にはにわかに国民精神作興とか、国家総動員ということばが叫ばれ出した。そして1938年(昭和13年)5月5日国家総動員法が施行された。この法令の主旨は、国力を構成する一切の人的物的資源を、今後の近代戦に適合するように統制・運用するという点にあった。つまり「かつての戦争は陸海軍の戦力が勝敗を決したが、これからは経済戦、思想戦を含めて国力対国力の衝突である」(昭13・文部時報による)という考え方に立って、国家統制・軍国主義政策の第一歩がふみだされたのである。それにともなってこの年の6月13日から19日まで文部省で大学・専門学校および高等学校の学生生徒主事会議が開かれ、本学からは予科の柴生徒主事が出席した。会が終わったあと、出席者を3班に分け、東部は盛岡、中部は津、西部は宮崎の各高等農林学校に集合させて、5日間の訓練が実施された。つまり各学生・生徒主事が帰学(校)後集団勤労奉仕のリーダーとなるための養成訓練だったのである。そしてその直後本学でも7月15日から19日にわたり、学生生徒を中心に、教授、助教授、講師など多くの教員が参加して招魂社参道を改修する土木作業がおこなわれた。このような夏季勤労作業は以後毎年の恒例行事として固定したのである。

一方本科学生の講義にも次第に戦時色がおこまれるようになり、たとえばこの年の1月17日から29日までの間に、戦時衛生勤務(1回)、軍陣衛生(1回)、軍陣防疫(1.5回)、戦病学(1.5回)、戦傷学(3回)、ガス防護(4回)などの各項目について特別講義が実施されている。



角田 隆

このような戦時意識の高揚がはかられている一方、附属病院の応召医師はますます増加し、各科とも宿直要員がいちじるしく不足してきた。たとえば胃腸科では1938年(昭和13年)9月現在男子医員1名、女医2名しか残っていなかったが、女医はいずれも“介補”であった。当時本学では医専卒業者にはまず1年間介補という身分をあたえ、これを経たのち副手に採用することになっていた。しかし上記9月には宿直要員確保への非常措置として、介補の期間を短縮し、それぞれの科の部長の判断で適当な時期に副手に引上げてよいことになった。同時に介補の間にも応召者がふえつつあったので、定員にこだわらず希望者を介補に採用し得ることも申し合わされた。

この年中国大陸における徐州、武漢三鎮などの占領作戦は一応成功をおさめたが、それにつれて負傷や疾病のために国内に送還された、いわゆる傷痍軍人の療養所を増設する必要がたかまってきた。そして年末には全国25カ所の所長人事を各医科大学に割振る旨の通達があり、結局本学は1940年(昭和15年)6月より福井県三方郡八村に開設された福井療養所を担当することになった。

1939年(昭和14年)5月22日には「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が發布された。もともと政府や軍部ははやくから学徒のすぐれた資質に目をつけており、やがて戦争が進むにつれて第一戦の戦闘にはもちろん軍人が参加するが、国内の戦時体制については中等学校以上の学生生徒が中心勢力になり得ると期待していた。事実、のちに軍需工場に動員された青壮年層

興亜奉公日設定ニ関スル件

(昭和十四年八月八日閣議決定)

国民精神総動員委員会決定ノ「国民生活日」ノ趣旨ヲ採
 摺シ左記ニ依リ興亜奉公日ヲ定ム

一、趣旨 常日全国民ハ挙ツテ戦場ノ労苦ヲ偲ビ自爾自
 省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亜ノ大業ヲ翼
 贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向ツテ
 邁進シ以テ恒久実践ノ源泉タラシムル日トナスモノト
 ス。

二、名称 興亜奉公日

三、日 一日

四、実施項目 取り敢ヘズ国民精神総動員委員会決定ノ
 「国民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守励行但シ地方ノ実情ト
 対象トニ応ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減変更ハ差支ナ
 ク且ツ右ノ実施ニ関スル具体的方法ハ地方ニ於テ夫々
 其ノ実情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス

五、実施 昭和十四年九月ヨリ実施シ事変中之ヲ継続ス
 ルモノトス

昭和十四年五月二十二日青少年学徒ニ賜ハリタル勅語

国本ニ培ヒ国力ヲ養ヒ以テ国家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持
 セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ
 任実ニ繁リテ汝等青少年学徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節
 ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史実ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ
 其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ失ハズ擔フ
 所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質実
 剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期
 セヨ

のなかで、最高の能率をあげたのは学生であり、囚人、捕虜がこれにつぎ、本職である工員の能力は最も劣ったといわれている。いずれにせよこの勅語の発布にともない、以後の大学教育は、教育勅語、本勅語、それに大学令第1条の3本柱をささえとしてすすめられることになったのである。

一方この年の9月1日には、別表のような閣議決定によって“興亜奉公日”がもうけられたが、本学では毎月1日のこの日、“皇陵参拝、柔・剣・弓道の奨励、時局講演などを催し、さらに学生だけでなく教職員一斉にラジオ体操に加わる”などのことをとりきめた。この頃からどこの学校でも、音楽と号令をふきこんだラジオ体操のレコードを備え、休憩時間にはこれを鳴らして老いも若きも校庭で手足を動かすことが奨励された。そしてこのことが戦意を保持する一つ的手段に利用されたのである。

日支事変での優勢を契機として、わが国ではもっぱら「興亜」の文字をかぶせた大陸進出の行事がつぎつぎと計画された。それに相当する一つの団体として北支、満州、蒙疆方面にむかう興亜青年勤労報国隊のなかに医療班がもうけられ、本学の学生も夏休みを利用してこれに参加した。医療班の引率者には助教・講師が当り、1939年(昭和14年)度は精神科の松岡竜三郎、1940年(昭和15年)度は外科の今津九右衛門、1941年(昭和16年)度は小児科の巽弘が派遣された。彼等は指揮刀、拳銃、図のうなどを準備し、医療品、薬品なども大学でととのえたものを携行した。

この時分には大学学部の軍事教練は文部省の通牒(昭和14年3月31日付)に従って総長または学長の指揮下に入り、一定の進度参考表を基準にすることが望まれた。また満12歳以上19

<p>五、成績判定 成績ノ判定ハ檢定規定ニ依ルモ出席不良(概ネ七〇%以下)ナル者ニ就テハ特ニ合否判定上ニ考慮スルモノトス</p>	<p>四、教育資料 教練実施ノ為必要ナル小銃及附属品ハ予科、専門部ヲ有スル学部ニ在リテハ当分ニテハ流用実施スルコトトシ小銃等ノ備付無キ学部ニ在リテハ昭和十四年五月末日迄ニ所要数ノ一部ヲ優先私下グ</p>	<p>三、教授力 大学学部ニ配属スル現役將校ハ可成之ヲ充足スルコトニカムルモノ一部ノ欠員アル場合ニハ陸軍省事務嘱託者ヲ以テ補助セシムルコトアルベシ 大学ニ於テハ適任ノ教練教師ヲ採用シ術科ノ補助又ハ教練事務ノ擔當ニ任ゼシムルモノトス</p>	<p>(イ) 教練進度参考表 (イ) 教授時数 一週概ネ二時間ヲ基準トシ毎週行フヲ常則トス但シ術科ニ関シテハ土地ノ情况等ニ依リ平素之ヲ実施シ得ザル場合ハ学年毎ニ每学期某期間ノ連続訓練ヲ実施スルコトヲ得</p>	<p>(ロ) 教練進度参考表 所要兵器ノ備付無キカ又ハ他ヨリ流用ノ途無キ学部ニ於テハ当分ノ間他ノ教材ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得</p>	<p>二、教練ノ実施ニ関シ左ノ通定ム (イ) 教材 学科(戦史、戦術、軍事講話) 術科(各個、部隊教練、射撃、指揮法) 右教材範囲内ニ於テ土地ノ情况、当該大学ノ学情等ヲ顧慮シ概ネ教練進度参考表ニ準拠シ実施スベシ 学生ノ専攻スル学科ノ種類ニ依リ将来ヲ考慮シ当該学科ニ適応スル事項ヲ以テ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得</p>	<p>一、昭和十四年四月一日以降大学学部教練ハ総長(又ハ学長)ノ指揮監督ノ下ニ学部在籍学生全員之ヲ受クルモノトス但シ身体的故障アル者ニ対スル術科ハ之ヲ免除ス 除ス</p>
--	---	---	--	--	--	---

歳以下の、いわば兵役準備の年齢に当る学生以外の男子は、この年の4月26日から義務制となった青年学校に入ることが要求された。そして10月1日には厚生省が体力章検定の制度を実施した。本学では10月26日植物園運動場で検定会をもったが、本科の学生よりも予科生の方が成績優秀であった。いずれにせよ医科系の学生といっても、ただ白衣をまとい、白い上品な指で患者に接するというイメージはもはや許されず、好むと好まざるとにかかわらず、「男子としての体力」ひいては「戦力」の向上を強いられる気運がたかまって行った。そのために1939年(昭和14年)12月から翌年1月にかけて本学でも、学生生徒保健対策協議会が開

別紙

大学学部教練進度参考表

区 分	学 科		
	戦 史	職 術	軍 事 講 話
一 般 指 導 要 領	戦争ニ対スル正当ナル理解教訓ヲ得シムルニ在ルモ我國粹タル古今ノ史実戦績ヲ選ヒテ精神陶冶ノ教訓トシ或ハ世界大戦史ヲ検討シ一國ノ興亡隆替ノ源ヲ究メ以テ国家概念ノ昂揚ニ力ム	諸兵種協同ノ戰闘ニ関スル原則ノ概要ヲ教育スルモ学生ノ軍事学修得程度ヲ顧慮シ主トシテ攻撃動作ニ就キ大隊戰闘ノ一般要領ヲ會得セシメ指揮統御ノ妙諦ニ触レシム	我國々防方針ト建軍ノ本義トヲ明カニシ列國軍備ト其ノ施設ノ趨勢トヲ對比シ以テ国防及軍事ニ対スル適正ナル理解ヲ与フ
教 授 細 目	日露戰史 世界大戦史 最近ノ戰役事變史 戰史事變ニ於ケル武人ノ功勲アル戰例 小部隊ノ戰史教訓	陣中勤務及諸兵種協同ノ攻撃戰闘原則ノ概要 作戰經過ノ一般 各種戰闘法ノ概要特ニ國軍戰法ノ特質	軍制 陸海軍々制ノ大要 列國軍事ノ趨勢特ニ隣邦ノ現状 列國々民訓練ノ現況 国家總動員 国防及国土防衛
摘 要	名将ノ德操、機略ト幹部候補生出身將校ノ忠勇美譚ハ共ニ青年ノ志氣ヲ鼓舞振興シ專攻學術ニ関連セル事項ハ興味ト実益トヲ増大スルヲ以テ史実選択ニ留意ヲ要ス	一 戰術的素養ノ増進ト共ニ戰史戰例ヲ引用シ或ハ実兵指揮ト連繫シ指揮統御上ノ重要素タル形而上ノ涵養ニ留意スルヲ要ス 二 大部隊ノ運用等ニ至リテハ被教育者素質ニ即応セサルヲ以テ特ニ留意ニ要ス	一、軍事講話ハ最高学府ノ学生トシテ相当広範圍ニ互ル常識ノ向上ニ資スルモノトス 二、重要ナル時事問題ハ機会ヲ据ヘ概説スルモノトス 三、列國軍事ノ趨勢ニ於テハ隣邦諸國ヲ主トスルモノ國際事情或ハ特ニ注目スヘキ問題ノ發生等ニ考慮スルモノトス 設備其ノ他之ヲ許ス場合ニ於テハ毎年一回以上狹窄射擊又ハ実包射擊ヲ行フヘシ

注意

- 一、軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ適時衍述シテ聖旨ヲ奉体セシムヘシ
- 二、野宮又ハ野外教練ハ学情ノ許ス限リ力メテ実施スルモノトス
- 三、軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学等ハ適宜之ヲ行フヘシ
- 四、學術科実施ノ比率ハ学情ニ依リ自ラ差異アルヘキモ低学年ニ於テハ概ネ二分ノ一、最高学年ニ在リテハ三分ノ一ノ術科ヲ標準トス
- 五、瓦斯防護、防空等ノ訓練ハ学校防護団ノ防空、警備勤務ノ実施ニ即応シ之カ普及ニ努ムルモノトス

かれ、戦時体制に適合した学内指導の規準が立案された。

こうしたなかで1939年(昭和14年)8月には角田学長は任期満了となり、常岡教授が後任に選出された。またこれとならんで病院長は中村教授から藤原教授に交代した。

1940年(昭和15年)は恰度皇紀2600年に当るということで、11月10日に東京で記念式典ならびに奉祝会がおこなわれた。本学からは常岡学長はじめ教授、学生生徒代表20名が参加したが、残りの学生生徒の一部は樞原神宮に参拝した。この年、日本の大陸進行路線は、汪兆銘を首班とする南京政府の樹立にまで実を結んだが、一方でこの野望を切崩そうとする英米勢力は、前年の日米通商条約廃棄通告をはじめとして次第次第にわが国に対する大きなしめつけを開始してきた。「日米もし戦わば」などといった推理小説が少年雑誌に掲載され、容易ならぬ緊張感が市民の間にしみとおって行った。当時の政府の主張によれば、「神国」である日本が、「八紘一宇」の大構想に従って、アジアの諸国を一つにまとめようとする「興亜」の大事業は、国民あげて挙国一致の「新体制」を必要とした。そしてこの「新体制」を推進するために、政府は一つ一つ具体的な手をうちはじめた。



常岡 良三

まず2月には津田左右吉著「古事記及日本書紀の研究」をはじめとする科学的日本史が発禁となり、立憲民政党の齋藤隆夫代議士が衆議院本会議で戦争批判の演説をぶって議員を除名された。7月には内務省が30余社130点に達する左翼的出版物を発禁とし、同時に紙型を押収した上、古本屋の在庫にまで検索の手がおよんだ。社会大衆党は7月に、立憲民政党は8月に解散し、10月には近衛首相を総裁とする大政翼賛会が発足し、12月24日召集された通常議会は初の翼賛議会となった。文部省からは学生生徒の映画、演劇の鑑賞を上曜日の午後または休日にかぎる旨の厳重な指令が各学校長あてに送られてきた。

上述のような、学校教育や出版ならびに表現の自由に対する国のきびしい規制にもとづいて、本学にもこの年の1月下旬に国民精神総動員実行委員会が設けられたが、11月中旬になってこれを一応解散した。そして新しく新体制即応の方向をめざす学生修練組織委員会が発足した。この委員会によって計画準備された「京都府立医科大学奉公会」は、翌年の1941年(昭和16年)6月1日に結成されたが、これによってそれまで本学学生生徒が主体となっていた京都府立医科大学学友会は大きく改組されることになった。

ここで会則を参考に戦前、戦後における学友会の性格の移りかわりを少したどってみよう。1940年(昭和15年)5月2日改正の学友会規則によると、この会の目的は、「会員相互ノ心身ヲ修練シ親睦ヲ図ル」ことにあり、当時の会員構成のうち、正会員はあくまで京都府立医科

大学学生・生徒であった。そして学長、教授、助教授、講師、幹事、薬局長、それに配属将校が特別会員となっていた。現在この会の主体となっている本学卒業生は当時すべて会友であって正会員ではなかったのである。しかも講演部、音楽部、新聞部などの文化部や、陸上部、庭球部をはじめとする各種運動部はすべて学友会に属しており、予科の生徒会であった双陵会もまた学友会の一部門をなしていた。それが上記の奉公会の出現によって1941年（昭和16年）4月1日に改訂され、正会員としては「京都府立医科大学卒業生……」など以前の会友が主な位置を占めることになった。もちろん学生生徒も正会員の構成メンバーとなっはいたが、ほんの末席につらなる程度に主客転倒した形となった。この点は戦後になってももとにもどらなかつたばかりか、1968年（昭和43年）度の会則によると「正会員は京都府立医学校、京都府立医学専門学校、京都府立医科大学および同附属女子専門部の卒業生とする」となっており、学生生徒は戦後学生自治会の発足を機に学友会とは完全に縁を絶ってしまったのである。なお目的の面でも、発足当時の「心身ヲ修練シ」といったくだけりだが、1941年（昭和16年）の改訂によって奉公会の方に移された結果、まず「会員相互ノ親睦ヲ図ルト共ニ本学の事業ニ協力シ、之ヲ後援スル」という風にあらたまつた。ところが戦後になって、このような表現ではかえって大学の自治や機能への容喙を意味するおそれありとして、「本会は会員相互の親睦を図ると共に、京都府立医科大学の発展と学風の昂揚とに寄与貢献することを目的とする」というふうにかえられている。いずれにしても学友会といえは同窓会と同

京都府立医科大学学友会規則	
第一章 総則	
第一条	本会ハ京都府立医科大学々友会ト称ス
第二条	本会ノ目的ハ会員相互ノ心身ヲ修練シ親睦ヲ図ルニアリ
第三条	本会ハ京都府立医科大学々生、生徒、職員、旧職員、卒業生並ニ元京都府医学校、京都府立医学専門学校職員、卒業生ヲ以テ組織ス
第四条	本会ハ事務所ヲ京都府立医科大学内ニ置ク
第五章 職員	
第五條	会員ヲ分チテ左ノ五種トス
第六條	正会員 特別会員 名誉会員 会友 賛助会員
第七條	特別会員ハ京都府立医科大学学長、教授、助教授、講師、幹事、附属医院薬局長、配属将校トス
第八條	名誉会員ハ本会ニ功勞アル者ニツキ評議員会ノ議決ヲ經テ會長之ヲ推薦ス
第九條	会友ハ京都府立医科大学卒業生、京都府立医科大学研究科学生、選科生、並ニ其業ヲ了ヘタルモノ及ヒ元京都府医学校、京都府立医学専門学校卒業生トス
第十條	賛助会員ハ会友タラサル京都府立医科大学助手、副手、薬剤手、書記並ニ京都府立医科大学、京都府医学校、京都府立医学専門学校ニ職員タリシ者トス
第十一條	同一人ニシテ二種以上ノ会員資格アルトキハ第五條ニ列記セル順序ニ從ヒテ其ノ資格ヲ決定ス
第三章 事業	
第十二條	本会ノ目的ヲ達センカため左ノ諸部門ヲ置ク
第一項	講演部、音楽部、新聞部、陸上部、短艇部、庭球部、野球部、剣道部、柔道部、角道部、水泳部、旅行部、馬術部、蹴球部、弓道部、卓球部
第二項	本会ニ双陵会ヲ置ク
第十三條	本会々員ハ各部ニ加入シ部員トナルコトヲ得

昭和四年十月十七日 一部改正
昭和九年五月三日 一部改正
昭和十四年五月二日 一部改正



予科「嵐山清遊」(1942年・昭和17年春)

京都府立医科大学学友会会則

昭和四年十月制定
昭和九年五月十七日部改正
昭和十四年五月十七日部改正
昭和十五年五月十七日部改正
昭和十六年四月一日部改正

第一章 総則

- 第一条 本会ハ京都府立医科大学学友会ト称ス
- 第二条 本会ハ会員相互ノ親睦ヲ図ルト共ニ本学ノ事業ニ協力シ之ヲ後援スルヲ以テ目的トス
- 第三条 本会ハ京都府立医科大学卒業生、元京都府医学校、京都府立医学専門学校旧職員、卒業生並ニ京都府立医科大学職員、旧職員及学生、生徒ヲ以テ組織ス
- 第四条 本会ハ本部ヲ京都府立医科大学内ニ置ク
- 第五条 本会ハ各地ニ支部ヲ設ク
- 第六条 支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二章 会員
- 第六條 会員ヲ分チテ左ノ通りトス
 - 正会員、特別会員、名誉会員、賛助会員
- 第七條 正会員ハ京都府立医科大学卒業生、京都府立医科大学研究科学生、選科生並ニ其ノ業ヲ了ヘタルモノ、元京都府医学校、京都府立医学専門学校卒業生及京都府立医科大学学生、生徒トス
- 第八條 特別会員ハ京都府立医科大学長、教授、学生主事、助教、幹事、附屬医院薬局長、講師及配属将校トス
- 第九條 名誉会員ハ本会ニ功勞アリシ者ニシテ会長之ヲ推薦ス
- 第十條 賛助会員ハ予科助教、本学卒業生ニアラザル京都府立医科大学助手、副手、学生主事補、薬剤手、書記、教練講師、武道教師並ニ京都府立医科大学、京都府立専門学校、京都府医学校ニ職員タリシ者トス
- 第三章 事業
- 第十一条 本会ノ目的ヲ達センガため左ノ事業ヲ行フ
 - 一、本部、支部相互間ノ連絡
 - 二、本学並ニ奉公会ノ事業支援
 - 三、京都府立医科大学新聞、会員名簿ノ発行
 - 四、学友会館建設(臨時事業)
 - 五、其ノ他必要ナル事業

(昭和十七年度名簿より)

義語になっている現在では、かつて学生主体の団体であったという姿を想像することが難しい。

さて先に述べた経過をへて学生、教員、事務ならびに現業職員、看護婦などによって構成された奉公会は、学内のすべての層をうって一丸とする戦時体制の団体であった。結成にいたるまでにはたびたび文部省の指導を受けたが、その主たる組織は総務部、鍛錬部、国防訓練部、文化部、生活部などから編成されており、最大の目的は、心身一体の修練をめざすことにあった。事実予科ではそれまで年中行事としておこなわれてきたクラスマッチ（競技大会）も、この年からは奉公会鍛錬部の行事という名目をつけてみとめられたし、競技の合間

京都府立医科大学学友会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は京都府立医科大学学友会と称する
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、京都府立医科大学の発展と学風の昂揚とに寄与貢献することを目的とする
- 第3条 本会は第2章に規定する会員を以て組織する
- 第4条 本会は本部を京都府立医科大学学友会館内に置く
- 第5条 本会は各地に支部を設ける
支部に関する規則は各支部に於て定め、之を本部に報告する

第2章 会 員

- 第6条 会員を分けて正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員とする
- 第7条 正会員は京都府医学校、京都府立医学専門学校、京都府立医科大学及び同附属女子専門部の卒業生とする
- 第8条 本学卒業生でない職員、研修員、研究科学生、選科学生等及びかつてその地位にあった者で本会に入会を希望するものは賛助会員とすることが出来る
- 第9条 特別会員は本学の学長、教授、助教授、講師、事務局長、薬局長とする
- 第10条 名誉会員は本会の功労者であって、評議員会が推薦した者、及び70才以上の会員とする

第3章 事 業

- 第11条 本会の目的を達成する為に左の事業を行う
1. 本学との連絡
 2. 会員相互の連絡
 3. 本学事業の支援
 4. 会誌及び会員名簿の発行
 5. 学友会館の運営
 6. 其の他本会の目的達成上必要な事項

(1968年・昭和43年度名簿より)

に“精神作興”の一環として、食糧増産にちなんだ“瑞穂おどり”を繰入れることが条件となった。なおこの年の7月、予科主事は佐々木教授から榎本教授に、生徒主事は北上教授から武田教授にかわっている。

1941年(昭和16年)12月8日に米英に対する宣戦が布告されたことは周知のとおりであるが、それを前にして政府は日米交渉をくりかえす一方、御前会議で「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」、ついで「帝国国策遂行要領」を決定し開戦への準備を着々と固めて行った。8月には文部省が全国の各学校に対し、全校組織の学校報国隊(団)の編成を訓令してきたので、本学でも10月1日には京都府立医科大学学校報国隊が結成された。そして大東亜戦争をむかえた12月末には国土および本学の防衛を期する目的で学生防空隊が組織された。

先に述べたように、奉公会は鍛錬ないしは修練を目標とした団体であったが、報国隊は報国隊戦時服務要綱に従って火急の場合に随時出動するための「臨戦態勢」であった。その場合当面考えられる具体的行動のうちで最も主要なものは防空任務であったから、本学を空襲から守るにはどうするのが最も能率的であるかといった点が大きな関心事となった。従って実際上学徒報国隊はすなわち学徒防空隊と同義語といってもよかったのである。結局その年の年末年始の休暇は廃止され、報国隊員の服務は一昼夜交代と定められた。そして出動のときには制服または教練服を着け、ゲートルをまいた姿で大学に出るよう申し合わされた。そ

の際出動の順番にあたっていない者は放課後自宅または下宿で待機の姿勢をとった。もし空襲警報が出たときは、全員集合し報国隊長である学長の指揮下に入って各自さだめられた防空の部署についたのである。

このように開戦当時の防空態勢はもっぱら学生生徒にたよっていたが、戦いがはげしくなり、空襲の規模が拡大して行くことが予測されるようになると、附属病院をかかえた大学全体の問



中村 登

京都府立医科大学報国隊防衛団	
(職員一九一名、学生生徒三七四名、備人七五名)	
団 長	中村学長
副団長	望月院長、後藤五学生主事
総務部(本部)	
特技隊長	梅原教授
警備隊長	後藤基教授 後に荒木教授
奉護隊長	越智教授
医療一・二隊長	横田教授
救護隊長	山田教授
避難隊長	斎藤教授
防毒隊長	勝教授
消防隊長	後藤五教授 後に井尻助教
病舎第一地区隊長	細田教授
病舎第二地区隊長	飯塚教授
臨床教室地区隊長	中川教授
基礎教室地区隊長	赤野教授

題としてとらえられるようになった。そして1942年(昭和17年)8月に学長が常岡教授から中村教授、院長が藤原教授から望月教授に交代したのを機会に京都府立医科大学報国防衛団が結成され、消防消火だけでなく、入院・外来患者を誘導避難させるという任務を含めた多くの分担がきめられた。この頃には学内はあたかも軍隊色に塗りつぶされており、1941年(昭和16年)4月にきめられた「学生生徒は制服制帽の場合すべて挙手の礼に統一する」という礼式が実行されていた。そして1944年(昭和19年)12月には京都府立医科大学在郷軍人分会が編成された。またこの頃より奉公会では「皇国学徒の誓」を制定し、学生生徒が集合したときにはいつもこれを朗読させることにした。

さて緒戦に大きな戦果をあげ、シンガポール陥落にまでひろげられた戦局も1942年(昭和17年)6月のミッドウエー海戦、8月のガダルカナル島周辺の海戦を転機として大きく後退しはじめた。物資は極端に不足し、患者が栄養をとるためには、牛乳・卵などの配給証明を医師からもらうことが必要となった。実験用の家兎やその飼料、アルコールその他の溶媒などすべて配給制となり、各教室とも研究はきわめて難渋することになった。それでも軍の作戦行動にとって軍医の不足は最も深刻なやみの一つであったので、1942年(昭和17年)度からは本学の予科入学者定員は120名となり、さらに予科・本科あわせて7年間の課程をとりあえず半年間短縮することになった。すなわちすでに本科に進んでいた者は3年半に、予科在学中の者は2年半に、それぞれの課程が縮められたのである。その結果この年の9月に61名の卒業式(第17回)がおこなわれた。

皇国学徒の誓

一、皇国の道に則り、真箇の日本人たらんとす。

二、次代を担う学徒として、気節を尚び、学業に精励す。

三、報恩愛他の行に徹す。

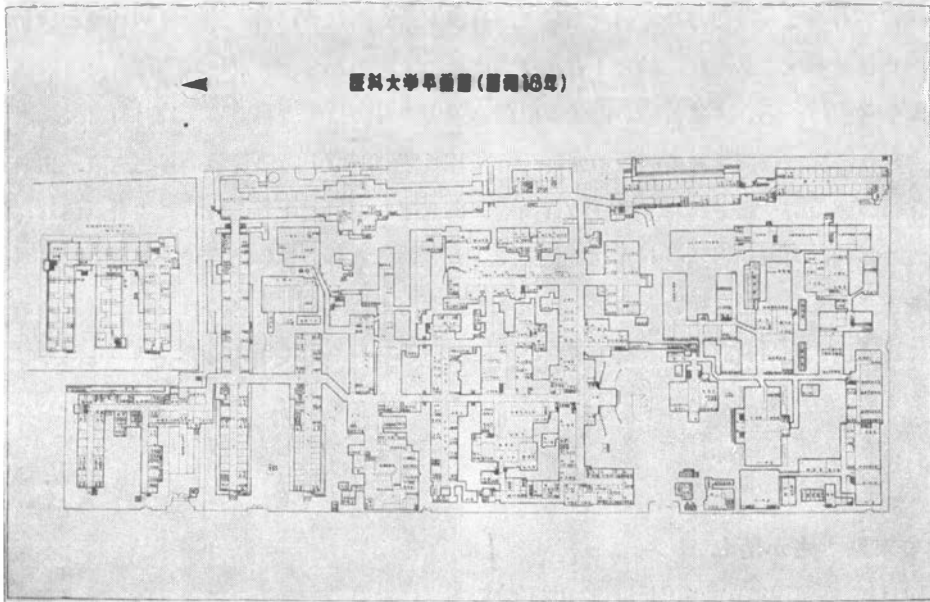
四、礼節規律を重んず。

五、心身一如の練成道に精進す。

ペンよりも剣、メスよりも鋸

1943年(昭和18年)に入って戦局はますますはげしくなり、学生はただ勉学にのみはげむことを許されず、また大学の教員・医師もただ専門学科の教育・研究に専念していることができなくなった。だいいち各教室とも教授のほかには、病弱者か、1941年(昭和16年)12月に通達のあった、「余人をもって代え難き者の徴集免除届出」のみとめられた教員だけしか残っていなかった。

1943年(昭和18年)3月文部省体育局長から示された、「戦時学徒体育訓練実施要綱」にもとづき、本学の学生も1日1回最低1時間、体操ないしはかけ足を実施した。土曜日には、戦技訓練、とくに柔・剣・騎・角・銃剣道などの練習に2時間があてられた。野球、庭球、卓球は敵国遊戯としてみとめられなくなり、また参加範囲が2



つ以上の道府県にわたったり、長時日を要する体育大会の開催には文部省の承認を必要とした。そしてこの年の9月には、学徒の体育大会はついに一切禁止されることになった。

一方この要綱の線にそうて本学学生の一部は京都市内^{しも}下消防署で防空基礎訓練を、大津海軍航空隊で航空基礎訓練を受けた。そして学生の軍事教練などもきびしさを加えた。たとえば朝から小銃・弾薬を持ち、2貫目の石を入れた背のうを背負って逢坂山に近い大谷射撃場まで行進し、数時間にわたる実弾射撃の訓練をおえたのちまた大学まで歩いて帰るなどといったことは日常茶飯時であった。

さらに20日間の夏休みもあくまで休業であって本当の休暇ではなかった。学生は3班に分けられ、1週間ずつの交代で、鍛錬行事と勤労作業と帰省休暇の期間が割当てられた。

この年戦時経済統制はますますはげしくなり、食糧不足の上に鍛錬や勤労動員を重ねられたために、学生は常に空腹になやみ続けた。「決戦料理」の名で野草の食用がしきりに奨励された時代であった。しかしそれでもとに角勉学を続け得た医科系学生は幸いであった。すなわち1943年(昭和18年)10月12日「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議で決定され、これによって理工科系統および教員養成諸学校学生のほかは徴兵猶予を停止されたのである。それ以外にこの非常措置では、翌年度から高等学校文科の定員を $\frac{1}{3}$ にまで減らし、逆に理科を増員すること、また文科系大学の理科系への軽換をはかること、そして在学学生の勤労動員期間を1年の $\frac{1}{3}$ にふやすことなどの強行策がおりこまれていた。そして10月21日には明治神宮外苑運動場で文部省と学校報國隊本部共催の出陣学徒壮行会が催された。この日はげしい雨の中を、東京都、神奈川、埼玉、千葉各県下77校の武装学徒が東条首相の前に送別の分

列行進をおこなった姿は今も機会あるごとに語り伝えられている。こうして10月25日から臨時徴兵検査がはじめられ、12月1日には学徒兵の入営となった。

本学学生は一応この措置にかんする直接の対象からははずされたが、12月21日の閣議で決定された「都市疎開実施要綱」の線にそうて1945年(昭和20年)の終戦の年まで京都市内各所の建物疎開にかり出された。現在の五条通、御池通、堀川通などといった主要道路は、おおむねこの間に人家がとりこわされた結果できたものである。学生達は来る日も来る日も縄と鋸をたずさえ、すでに住む人の去った家々を倒すために出動したが、むくいられるものといっっては、引き倒す瞬間の大きな手ごたえと、ほこりをかぶってすき腹をいやすことのできた雑炊の券だけであった。

戦争末期へさか落し

1944年(昭和19年)から1945年(昭和20年)の前半にわたる一年半ほどは、前線ではもちろん内地(いわゆる銃後)でもお互いに明日の命がわからぬ毎日となってきた。1944年(昭和19年)1月には、「緊急学徒勤労働員方策要綱」が閣議で決定されたが、本学でも1月10日から30日まで、予科生は滋賀県土崎郡能登川町に、本科1, 2, 3年生は同じ土崎郡南五ヶ荘村に土地改良事業、主として暗渠排水のため出動し、積雪のさなか水田に入ってきびしい作業に従事した。5月に入り予科3年生130名は3カ月間大阪浪速ドックに動員されたが、健康管理が貧困であったため病人が続出した。

<p>(昭和十九年三月三十日付、文部省専門教育局長よりの通達)</p> <p>医学関係学校臨時短縮ニ関スル件 先般協議会ノ際御意見有之タル教授事項ニ関シ、陸海軍医務関係当局ノ要望事項 別紙写ノ通 送付致スベキニ付、御参照置相成度</p> <p>方針 略 要望 略 大要 (別紙)</p>	
<p>内科</p> <p>一、軍隊ニ於ケル重要ナル疾病 例ヘバ伝染病(チフス、赤痢、コレラ、発疹熱等)、流行病(マラリヤ、デング熱等)、結核性疾患(肺結核、胸膜炎)等ノ診療又ハ教育ノ徹底</p> <p>二、臨床検査手技 例ヘバ尿、喀痰、血液等ノ一般検査法</p> <p>三、治療手技 例之注射法(皮下、皮内、静脈内注射等) 穿刺法(胸液、腹水穿刺法等)</p>	<p>外科</p> <p>一、日常多キ外科疾患及救急処置ヲ要スル外科疾患 骨折ノ応急処置等ニ重点ヲ置クコト</p> <p>二、治療手技 止血法、輸血法、処置ナラビニ繃帯交換 各種繃帯術(特ニ固定繃帯)演練 膿瘍切開、開腹術助手ノ実際</p> <p>眼科 略 耳鼻咽喉科 略 皮膚科 略 X科 略</p> <p>一、X線ノ理論ナラビニ其ノ實際ノ応用ノ大要 (例ヘバ骨ノ撮影ハニ方向ヨリスル等)</p> <p>二、胸部写真ノ正常ト異常トノ判読</p> <p>三、間接撮影ノ概略(特ニ器械ノ取扱ニ就テ)</p>

食糧不足のため、街には野良犬が横行し、東京では都内の野犬狩を頻繁におこなう必要が生じたという。そして戦況についてのいろいろなうわさが乱れ飛び、人々の日常生活は全く落着きを失ってきた。

7月に入って7日にはサイパン、21日はグアム、24日にはテニアンなど南洋諸島に相次いで米軍が上陸し、その都度8,000人から1万人にのぼる日本軍将兵や民間人が玉砕した。ラジオはこのことを報道するたびに悲痛な「海行かば」を奏樂し、内地にいる者は、この音楽を耳にしてはこごえつく思いにおそわれた。

これより先、1944年(昭和19年)3月30日には文部省専門教育局長より学長にあて「医学関係学校臨時短縮に関する件」の通達があり、陸海軍医務関係当局の要望事項が示された。要するに、各医科系学校では、卒業生がとも角軍医として役に立つための必要最少限の授業内容(別表参照)を実施してほしいこと、そして初年度は今までよりさらに半年短縮して7月を卒業期とし、次年度からは1年短縮して4月および10月が卒業期になるようくり上げることなどが指示されていた。3月21日には京都府会は各種特別会計を一斉に整理したが、このなかには1921年(大正10年)から設置された府立医科大学および附属病院奨学基金が含まれていた。

こうした、いわば“廃学のすすめ”に迫いうちをかけるように、6月14日にはふたたび文部省専門教育局長から「決戦非常措置要綱にもとづく大学教育に関する措置要綱」が通達された。すなわち今後1ヵ年間は学生を常時勤労その他、非常任務に出動させ得る態勢におき、勤労と教育を一体化するようとの指令であった。こうして実際は勤労ならびに国土防衛が主で医学教育が従となるようなさまざまな手が矢つぎばやに打たれて行った。しまいには日曜祭日は返上され、学生は準夜20名、深夜20名が輪番制で当直に当たった。燈火管制、火気取締、盗難予防、不審警戒が主要な任務で、詰めた場所は現在の府立文化芸術会館の位置にたっていた、旧看護婦寄宿舍修徳寮であった。そして教員側からは、教授は每晚10時まで警戒に当たり、助教授・講師は交代で当直した。この場合の給与としては、「当直学生の朝食は無料にするが、当日の夕食と翌日の昼食は、弁当を持たないでしかも最寄りの食堂で食事をしていない者につき16銭と米7勺とを出せば給食する。但し1日の食券発行数は35枚以内」といったまことにせち辛いものであった。

上述した「臨時短縮」の措置によって9月卒業予定者には7月に仮卒業式がおこなわれたが、後藤五郎学生主事は、9月下旬上京し、陸軍軍医には戸山原と相模原の陸軍軍医学校で、海軍軍医には戸塚の海軍軍医学校分校で、卒業証書を手渡し激励した。

1945年(昭和20年)になり、南方洋上からのB29の来襲や本土に接近した艦載機の機銃掃射がはげしくなるにつれて、上記のような、決戦体制というよりも敗戦への流れをうながすよ

うな末期的雰囲気一般国民の間に一層深刻にひろがって行った。とくに3月10日東京が受けた大空襲の報道は日本全土に大きな精神的打撃をあたえ、それまで火たたきやバケツリレーで対処できると指導されていた「空襲観」を一変させた。本学でも早速御真影を鞍馬国民学校奉安庫に移し、さまざまな医療器械を市内精華女学校、府立盲学校、京極国民学校、府立第一高女、岩倉精神病院などに大八車にのせて分散疎開した。また木造の病舎とともに病理学教室が急遽とりこわされ、研究室は図書館と京極校に、病理標本は京極校に分散移転した。そしてこの頃には市内の各小学校とも学童疎開で生徒の数がまばらになっていたのに、本学学生の病理学の実習は標本のあずけられている京極校でもっぱらおこなわれた。空襲がはげしくなるにつれて学生有志は特別挺身隊あるいは消防挺身隊を編成し、学友会館や角道部の寮にとまりこんで万々に備えた。

事態がここまで進んで来ると、もはや戦線も銃後もなくなった。数日から1週間おきにどこかの大都市が徹底的な大空襲を受けた。「何月何日はどこを襲います」という予告のビラがB29からばらまかれ、それをひろって読んでいと憲兵や警官にこっぴどく叱られた。授業や試験の最中にも容赦なく警報が鳴りひびくと、学生はただちにすべてを投げうって防空の部署についた。この頃には教授以下すべての教職員、学生はゲートルを常用し、ヘルメットや防空ずきんをたずさえて通学した。看護婦など女子職員ではモンペ姿が正規の服装になっていた。そして勉学も全く命あってのことであった。

それでも軍医をはじめ医師の不足をおぎなうために、京都府衛生部から本学および京大に対してつぎのことが依頼されてきた。すなわち1945年(昭和20年)の6月1日から7月30日までの55日間に、歯科医師に医師の資格をあたえる目的で緊急の補修教育を施すようにということであった。本学では小児科学、精神科学を含む内科学、皮膚泌尿器科学、および耳鼻咽喉科学の講習が担当された。この頃には日本じゅうが飢えと疲労につつまれ、誰が考えても明らかな敗北状態におちこんでいたが、上記のような医師急造の措置そのものが、医学教育の末期症状を意味するものであった。しかし間もなく終戦となったために、結局このころみに該当した歯科医師は、戦後第1回の医師国家試験の受験対象者となった。

このようなさまざまな混迷を経ながら、すべての国民が本土決戦、一億玉砕の覚悟を思いかためつつあったとき、広島、長崎に原爆が投下され、ついに日本は8月15日の終戦をむかえたのであるが、上に述べて来た戦時中の経過は、ただ本学だけのものでなく、全国各地のあらゆる大学が経験したことであった。むしろ幸いにも京都が空襲をまぬがれたために、戦争による本学の物質的被害は最小限度であったといえよう。

以下、このいわば基本的な経過の間におこった本学固有の出来ごととして、附属女子専門部の設立、学友会館の建設問題、および二度にわたる火災事件などについて簡単に述べるこ

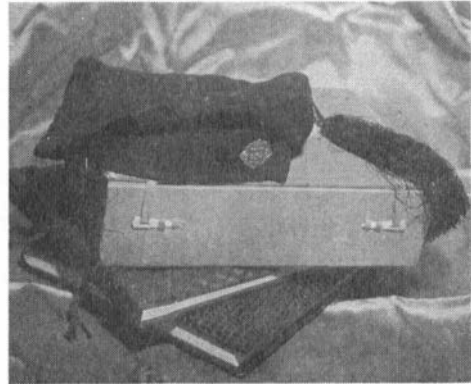
とにしよう。

附属女子専門部の経過

大東亜戦争が次第にはげしくなり、学内はもちろん国全体にみても若い男子の医師が次々と戦線におもむきつつあった頃、つまり、1942年(昭和17年)の夏頃から、本学に女子の医師を養成する機関を設置してはどうかという意見が抬頭して来た。いいかえれば、大学や一般病院のような医療機関は、兵役と関係のない医師や女性の医師に依存する以外道がなろうというのが主な発想の論拠であった。

これについてははじめかなり強い反対意見が出た。附属とはいふものの一応男子学生と別箇のコースを設けるのであれば、人件費、建物・設備などに関する経費が当然見込まれねばならない。それには府当局の十分な理解が必要であるから、かなり忍耐強い交渉を続けねば無理であろう。それに当面実習をおこなう研修病院が確保できていない。などのことが主たる反対理由であった。しかし女専の設置にかんしては中村学長が非常な熱意でこれに当り、府との折衝を続ける一方、研修病院としては財団法人伏見病院(現京都市伏見区村上町)の寄附を受けるなど容易ならぬ努力を重ねた結果、大方の諒解をとりつけることに成功した。そして1943年(昭和18年)11月の府会で雪沢知事より、「銃後医療機関の充実をはかり、府下無医村の絶無を期するためには、女医の養成が必要と考え、校舎建設費についての寄附をも財源の一部として臨時費53万7千余円を計上する」との予算案提示をみたのである。

1944年(昭和19年)1月に入って文部省より認可の内示があり生徒募集にうつったが、定員80名に対して志願者1,160名に達し、甚だきびしい競争となった。その多くは、当時深刻化していた女子に対する勤労働員(徴用)をのがれるためか、医家の子女で、男の兄弟が応召したあと、急遽後継者となるために応募したというのが実状であった。第1回の入学試験は3月21日の筆答試験からはじまったが、この頃になっても正式認可が到着せず関係者を少なからずいららさせた。結局3月末になって2月22日付でやって来た命令書には、将来適当な時期に独立の専門学校としての形体、内容をととのえること、寄宿舎の建築、施設の整備をはかること、十分な経営費の計上によって教職員の待遇を向上させ生徒の教育を強化すること、などいくつもの付帯条件がついていた。人も物も極端に払底していた当時としては、どれ一つみてもなかなか無理な注文であった。なおこの年には全国的に医師養成機関が急増された。



女専制帽

すなわち1月には兵庫県立医専、福島県立女子医専、大阪市立医専、2月に青森医専、松本医専が設立され、4月には東京高等歯科医専が東京医学歯学専門学校と改称され、そのほかに名古屋女子医専、山口県立医専が発足している。

さて女子専門部が開校した当時大学当局は随分いろいろな点で戸まどった。4月はじめ入学者の父兄と懇談した結果、女性の生徒主事と寄宿舎が必要であるとの要求を受けた。それに当面制服・制帽をどうするか、名前は呼びすてにするのか、授業の前後の挨拶をどうするのかなどといった、はじめての経験である女子学生相手のとり扱い要領をめぐってさまざまな意見が出た。

寄宿舎としては、はじめ京都の有名料理屋である「伊勢長」が当てられたが、生徒は京都府立医科大学附属女子専門部寄宿舎規則なるものをつくって、結構自治組織に近い形でこれを運営した。また当時の女専教員層の教育方針は、“鼻もちならないタイプのいわゆる女医”を養成するのではなく、“女性の”医師を育てるところにあったので、戦時下でも寄宿舎では茶道とか書道などの修業にはげむ者が多かった。のちに必迫した食糧事情のために伊勢長が閉じられたので、これにともなって寄宿舎は昭和20年4月、生徒が疎開して空家となっていた京都府立盲学校に移された。そのために寄宿舎生は毎朝盲学校を出て、基礎の実習や講義は大学または府立第一高女で、臨床実習は伏見分院でといったぐあいに、かなり不便な学習スケジュールを強いられた。

戦争中のことでもあったので、本学学生との学内での接触についてはきわめて神経質な配慮がはらわれた。たとえば附属図書館での閲覧にかんし、男子学生と女専生徒の出入口を別にすべしとの論議が出た。また本学での講堂の使用に当たっても、男子学生の講義が終って全員が退場するまで、女専生徒は室外に待たされ、学生課事務員の合図があってはじめて入場

できたという。男女共学の現在からは全く想像もできない深癖さであった。

戦時体制の一環として創設された女子専門部ではあったが、終戦後の1946年（昭和21年）にも3回生として40名が入学した。しかしその後米軍の指示による大学教育の改革によって存続の道が絶たれてしまった。その詳しい経過は

女子専門部 教授陣			
・発足当時		・部長：中村登→越智真逸→勝義孝	
医化学	後藤基幸	内科	西田 貢
化学	梅田良三	外科	木口直二
病理	田中秋三	産婦	志多半三郎
解剖	足立興一	児	三宅 廉
微生物	鈴木成美	耳	浜 孝雄→竹沢徳敬
		眼	弓削経一→上野 弘
		皮・泌	片岡八束→小田完五
		・他の学科は助教授または講師が担当	

後の項で記されるが、当時を回顧した卒業生の感想によると、「女専固有の建築物としては伏見分院しかなかったけれども、大学のスタッフによる講義や実習のレベルは決して低いものではなかった。その上戦争が進むにつれて本学学生には数々の勤労働員が課せられたが、女専生徒にはほとんどその負担がかからず、空襲警報が発令されて防空への部署につくとき以外は授業の欠けることがなかった。こういった点は、大学附属としての恩恵であった」と述べられている。

なお女専教授陣と、卒業生出身地は別表のとおりである。

学友会館の建設問題

第二次大戦前には、本学卒業生の集まりとしては青蓮同窓会が中心となり、これに附随して京都同窓医会をはじめとする各地の同窓会があった。一方これらを上回る全学的な機関として、在校生、卒業生を包含した形で学友会があり、その主体をなしたのが学生生徒であったことは既述のとおりである。そして親睦や実務・集会の場として学友会館を建設しようとする意向ははやくからきざしていたが、1933年(昭和8年)5月19日の学友会定期評議員会にはじめてこの問題が提出され、満場一致で賛成可決された。ただちに教授、幹事、学生、会友など計25名をメンバーとする委員会が設けられ、具体案が練られた結果、7年計画で資金を調達し、鉄筋3階または5階の建築にすること、設計内容には学生食堂、ソシアルホール、喫煙室、娯楽室、図書閲覧室をもちこみ、できれば宿泊室も含めることが決定した。建設予定地としては、まず看護婦寄宿舍(現在府立文化芸術会館のたっている場所)を移転させてそのあと地を使用するというで意見が一故した。

以後この建築計画とそのため募金活動は学友会の臨時事業としてねばり強く続けられたが、一番の難問は看護婦寄宿舍の移転であった。附属病院の北隣接地(現在位置)に木造の寄宿舍(のちに鉄筋に改築された)がようやく建ち上がったのは、戦争もたけなわとなった1943年(昭和18年)8月であったが、この時点では物価の上昇もさることながら、建築材料の入手がきわめて困難

	第1期生 (昭和19年入学)	第2期生 (昭和20年入学)	第3期生 (昭和21年入学)
東北	1		
関東	2		1
中部	3		
近畿	48	37	47
中国	4	6	2
四国	4	2	4
九州	3		1
不明		2	
計	65	47	55



学友会館

水害や附属病院の鴨川ぞい病舎および3等病舎のほう大な鉄筋建築が時期的に重なったために京都府としては寄宿舍そのものの建築予算を極度に捻出し難かったものと想像される。

以上のような経過をへて会館建設が頓挫したため、1944年(昭和19年)9月、これにかわるものとして荒神橋西詰にあった木造2階の学士会京都支部会館が買収された。この建物は以来30年にわたって本学学友会館として使用されている。

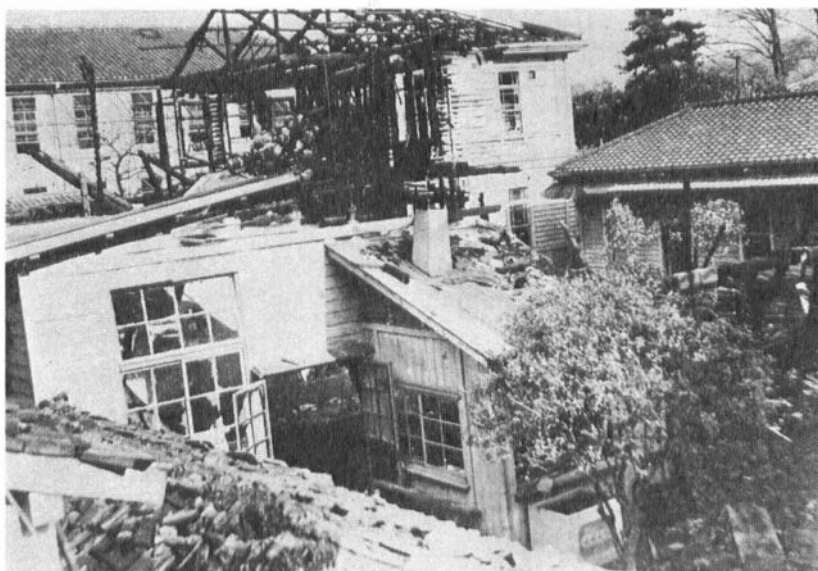
で、鉄筋はもちろん木造建築ももはや不可能となっていた。このような状勢のなかで、建設委員会としては、すでに1940年(昭和15年)5月の学友会定期評議員会の席上、会館建築を当分見合わせ、募金を7カ年間延期することを決定している。

看護婦寄宿舍の移転が困難をきわめた理由としては現在位置の土地の確保に暇どったのと、1934年(昭和9年)、1935年(昭和10年)の再度にわたる風

大きかった火災の痛手

本学は空襲の難にこそあわなかったが、戦争末期に近く2度にわたって火災に見舞われた。その第1は1944年(昭和19年)4月24日午後8時30分頃、微生物学教室の小使室から出火した。そのため上記のほか衛生学、医化学、薬理学、生理学の諸教室に火がおよび、そのうち医化学、薬理学の2教室は棟が焼けおちた。これらの場所は本学キャンパスの南端にあたり、建てこんでいた上に周辺の道路もせまく、消防車の出入りと活動が難渋したため、かけつけた教職員、学生生徒、看護婦などの必死の努力にもかかわらず大きな被害をうんだ。原因としては当夜当直にあっていた小使が、アルコールほしさに保管中の容器をあげ、栓をしたあつらうで封じるともりで火のついたろうそくを用いたのが突然引火したものと判明した。

当日深夜から学内および春日、京極など隣接警防団のメンバーが交代で警備にあたり、一方教授会には早速復興委員会がつくられて当面の対策や将来計画の検討にとりかかった。当時中村学長は病あつく入院中であつたが、この火災は学長の健康にとっても大きな打撃となった。病室はただちに耳鼻咽喉科の教室に移され、学長自ら陣頭に立って罹災教室の再建に立ち向う意向が示されたが、戦局の困難、病魔のさいなみのなかで悲痛この上もない状況に



火災現場

立たされたのであった。

間もなく罹災教室はそれぞれに皮膚科、病理学、解剖学などの教室や実習室に仮住居をし、学内各教室に配分された予算額の3割を罹災教室に増加配当することになった。また暫定的な措置として、医化学教室の残りである実習室の南に南北一棟、衛生学教室の場所に東西一棟、いずれも上下あわせて130坪の木造教室が建てられ、一方病理学教室が東に延長された。そしてこれだけのスペースに5教室がとりあえず入って本建築を待ったのである。なおこの間卒業生をはじめとする各方面からの見舞金や寄付金が相次いで寄せられている。復興委員会としては、さしあたるの復旧とともに、基礎部門の各教室を含めたいわゆる基礎学舎の新築計画を検討しようとしたが、1944年(昭和19年)5月末には各省次官会議の決定として、一切の復災ならびに新築事業を中止するよう通達があり、結局当時としては夢物語ともいえるような“百年の大計”を単なる計画としてのみ語らざるを得なかった。

さて第2の火災は翌1945年(昭和20年)3月8日午前6時頃、上記の災害からちょうど1年後に、予科に隣接した花園分院本館2階から出火し、201坪が焼けおちた。当日予科の生徒が勤労働員のため集合しつつあったので、いちはやく消火に協力し、約1時間で消し止めた。原因は漏電であった。幸いに入院患者に事故はなかったが、損害はおよそ65万円に達した。

この二度におよぶ火災は、次第に敗戦に近づいていた時期でもあったので、復旧に基だ手間どり、そのあふりを受けて大学のキャンパス内に予定されていた女子専門部の建築も見送りとなった。1945年(昭和20年)7月25日、かねて病氣引こもり中の中村学長は、終戦の日を待つことなく逝去し、29日に学内葬がおこなわれたが、火災復興への心痛が病勢を強めたこ

とは想像に難くない。

亡国病といわれた結核——学生検診より——

わが国には戦争の遂行にあたってさまざまなあい路があったが、戦力の低下につながる最大の敵は兵役年齢にあたる男子(いわゆる壮丁)の疾病であった。なかでも結核を主とした呼吸器疾患は、健康管理や栄養の不備に加えて、治療法が全くなかったために最も悲劇的な「亡国病」であった。

1940年(昭和15年)8月23日付の京都府立医科大学新聞に理学的診療科(現在の放射線科)の後藤五郎教授が“学生生徒の集団撮影結果”を掲載している。それによると全学生生徒562名のうち500名が受診した結果、11.2%に当たる56名が要治療または要注意者であった。これに休学中の22名を加えると治療の必要な者33名で全学生の5.8%に当り、要注意者を加えると78名、すなわち13.8%は胸部疾患のために健康を失っていたのである。これらの学生はもちろん身体検査を受けて入学したにもかかわらずこのような結果になったわけで、後藤教授によると、学生の病弱または病状進行の者の学年別分布は、いずれも上級に進むにつれて増加の傾向がみとめられたという。

これが一般の壮丁についての徴兵検査になると、レントゲン検査によらずに聴打診の結果から判断されたという点はあるが、1941年(昭和16年)4月右京・東山両区における数字はおそるべきものであった。すなわち、花柳病(性病、これも亡国病といわれた)はきわめて減少し、右京2、東山1の計3名に過ぎなかったが、胸部疾患患者の受診者総数に対する比は、右京26.9%、東山30.7%で、特に東山区の弥栄学区(38.5%)、右京区嵯峨学区(41.0%)は、それぞれ最多数の地域であった。ちなみに1972年(昭和47年)度の本学在学学生675名についてみると、3カ月以上の長期欠席者4名で、内訳はノイローゼなど心因性のもの2名、交通事故2名である。肺結核は、治療しながら通学可能な者がわずかに1名で、上記昭和15年頃の状況と比べて名実ともに隔世の感がある。

戦前の京都府は結核患者の発生頻度が全国でも最大の部類に属していたが、それにしても結核と診断されれば不治の病とみなされた当時の状況は、今となっては全くの昔語りである。健民修練がさげばれ、修練道場が各地に設けられ、結核と栄養不及にうちかつ対策に官民ともに浮身をやつしたのは当然であった。1938年(昭和13年)に京都で開かれた第10回日本医学会総会の特別講演のプログラムをみると、当時の医学界がはやくから結核、性病の撲滅や栄養問題など戦力増強に関連したテーマにいかにか重きをおいていたかがわかる。

吹き出した民主化の嵐

突破口となった昭和20年スト

終戦を契機として国内のすべての情勢は大ゆれにゆれた。本学では8月15日正午本館前に学生、職員が集合して詔勅のラジオ放送をきいたが、これから先、国も自分達もどうなっていくのか全く見当がつかず、しばし放心の体で大きな声を出す者としてなかった。しかしその夜からどこの家でも電燈をあかあかとつけることができ、夜の空襲に眠りをさまたげられる必要がなくなったことは事実であった。そして生命についての危機感から解放されることがど

第十回日本医学会

総 会 日 程

	会 期	昭和十三年四月一日、五日
	会 場	京都帝国大学本部大ホール
四月一日	午前八時開場	午前八時五十分来賓着席
	開 会 式	
午 前 九 時	開 会 辞	会 頭 森 島 庫 太
	演 説	
午 前 十 時	国民栄養問題に就て	小 泉 親 彦
午 前 十 一 時	実験的黴毒の諸問題	松 本 信 一
	休 憩	
	演 説	
午 後 一 時	人体の発汗性与其異常	久 野 寧
四月五日	午前八時三十分開場	
	演 説	
午 前 九 時	内分泌と細胞銀反応	今 裕 藏
午 前 十 時	肺結核の発生と遂展	熊 谷 岱 藏
	報 告 其 他	
十 一 時 三 十 分	会 務 報 告	準備委員長 星 野 貞 次
	次回開会地の決定	会 頭 森 島 庫 太
	正副会頭推薦	
	次回正副両会頭の挨拶	
	休 憩	
	閉 会 式	
午 後 四 時	閉 会 辞	副 会 頭 戸 田 正 三



越智 真逸

んなにうれしいことかを、ほとんどの人が心ゆくまで味わった。ただいわゆる職業軍人のなかには「生きてはすかしめを受けんよりは」との心情から、阿南陸相のように自ら命を絶つ人もあらわれた。

8月30日に連合軍最高司令官マッカーサーが厚木飛行場に到着し、9月20日に米艦ミズリー号で降伏文書に調印がおこなわれてからというものは、一瀉千里に民主国家への軌道がしかれて行った。連合軍総司令部（GHQ）は10月4日に政治、民事、宗教の自由制限を撤廃せよとの覚書を発表した。当時の東久邇内閣はこれを実行できないとして翌日総辞職した。そして10月9日に幣原内閣が発足したが、マッカーサーは10月11日幣原首相に対し憲法改正、人権確保の

ための大改革を要求している。

こういっためまぐるしい動きのなかで、本学当局も、また設置者である京都府も、学生への対応をどのようにすべきか困惑したことは確かであった。終戦の直後文部、厚生両次官より学校報国団長あてに通達 came。すなわち男子学徒は動員を解除して帰校させ、女子学徒は動員を解除したのちしばらく休学させるようにとのことであった。アメリカの兵士は粗暴で日本に進駐後は婦女子に危害を加えるおそれがあるから、女子学生は保護者のもとに帰り外へは出ない方がよいというのが一般の意見であった。本学でも女子専門部には暫時休校の方針がとられた。本科学生のうち当時の6回生と5回生は、予定ではそれぞれ9月と12月末に卒業して戦列に加わる見込みであったが、その必要がなくなったのでゆっくり勉学にもどることになった。しかし系統的な講義はあらかた終わっていたのと、すべての緊迫感が一時に消えうせたので、教える者も教えられる者も何か互いに気合がのらなかった。来る日も来る日もポリクリと臨床講義が続き世間一般の風潮にならっていわゆる虚脱のムードがただよった。

9月に入って、中村学長逝去のあと学長事務取扱兼女子専門部長事務取扱を命ぜられていた越智真逸教授(生理学)が、正式に学長ならびに女専部長に発令された。そして本学学生に対しても長髪、脱帽がみとめられ、丸刈、角帽の戦時スタイルは次第に姿を消して行った。9月26日文部省は学校報国隊を解体するとともに自治的校友会を再編するよう全国に通達したが、これに呼応するかのようには東京物理学校、水戸高校などをはじめとして各地の中学・高校(いずれも旧制)で学園民主化要求の運動やストライキが相次いだ。そしてこの傾向は、10月30日になってGHQが教育関係者の軍国主義者、超国家主義者の追放を指令するにおよんでますますエスカレートして行った。

さてそうこうしているうちに本学でも学生自治会を発足させようとする気運が出はじめ、

11月27、28の両日第1回の学生大会が開かれた。最初は窮乏する食糧事情を何とか乗切るといってとりあえず食糧休暇をもらおうといった卑近なことから出発し、はやく自治会を結成して大学当局に学生の要求を提示して行こうという決議へと発展したが、その論議の途中から相次いで緊急動議が出はじめ、大会は果てしなく興奮して行った。

その結果、ついに別表のような13項目から成る決議と要求がまとめられ、越智学長に手交されたのであった。このなかで、大学当局が今まで学生の厚生施設を不備なままに放置していたことへの不満、戦時中に続けられてきたような抑圧的教育方針への反撥、さらに学生が大学の運営に参画したいという意向表明などは、いつの時代にも若者が求め続けている方向である。しかし⑩の、過去の教授会記録の公開や、⑪の教授会の閑的存在の解消を決議要求するといった項目は、他の大学では未だほとんどみられない事からであった。当時の教授会には本学出身者と他大学出身者との間に根の深い相克があり、とくに京大出身の数名の教授は長年にわたって教授会を牛耳り、極端にいえばそれらのボスにひとたびよからぬ印象をもたれた者は、本学では一切うだつが上らぬという伝説さえ生れた程であった。ところがそのうちの最有力者である後藤基幸教授が「自分の目の黒い間は学生運動など絶対育たぬようにしてやる」と放言したことが学生大会に報ぜられたのである。かんかんがくがくの末、同教授を即時追放せよとの提案が圧倒的多数で支持され、上記の要求項目となったのであるが、翌11月29日には学生達はあからさまに後藤教授および学長の辞職と、戦時中本学在郷軍人分会の会長であった荒木教授の反省とを、第2回の要求として提出するにいたった。

かくして教授会は上記11月30日正午のタイムリミットを前にしてさまざまな論議を重ねた

越智学長閣下 京都府立医科大学 本科全学生	(附) 一、各学年委員代表委員一四名ヲ以テ学生大会委員トシ決議文ヲ学長ニ手交ス 二、各項目ニツキ明確ナル回答ヲ書面ヲ以テ昭和二十年十一月三十日正午迄ニ求ム 三、本学学生大会決議ニ対シ、学生大会委員以外ノ個人折衝ハ無効トス 十一月二十七、二十八日ノ全学生大会ニ於テ満場一致ヲ以テ以上ノ事項ヲ決議ス 昭和二十年十一月二十八日	決議 一、京都府立医科大学学生ヲ以テ学生自治団体ヲ設置ス ① 二、右自治団体内ニ共済部ヲ設置ス ② 三、学生ハ厚生設備ノ完備ヲ要求ス ③ 四、学生ハ冬期休暇トシテ十二月十六日ヨリ三月三日迄ノ期間ヲ希望ス ④ 五、食糧給与ニ関シ自主的解決ヲ計ルモ学校当局ノ援助ヲ要求ス ⑤ 六、特別講義制ノ設置ヲ要求ス ⑥ 七、出欠制度ノ撤廃ヲ要求ス ⑦ 八、現在ノ講義法ノ改善ヲ要求ス ⑧ 九、教務課ノ権限縮小ヲ要求ス ⑨ 十、学校行政ヘノ学生ノ参画ヲ要求ス ⑩ 十一、教授会ノ秘密性一擲及過去ノ教授会ノ速記録ノ即時公開ヲ要求ス ⑪ 十二、本学ノ発展ヲ阻止セル教授会ノ閑的存在ノ解消ヲ要求ス ⑫ 十三、予科ノ自主ニ対シ本学本科学生ハ全面支持ヲ与フ (以上) ⑬ 吾々全学生ハ前記決議ノ完全ナル実現ニ断固タル決意ヲ有ス
-----------------------------	--	--

() 内の番号は筆者が入れたもの

が、その結果とりあえず第1回の要求に対してつぎのように回答した。

- ①：承認，②：承認，③：承認，④：承認，⑤：承認，⑥：承認，⑦：承認，
 ⑧：善処，⑨：善処，⑩：教授会公開承認，⑪：否認，⑫：存在せずと否認，
 ⑬：承認

ところが学生側はこれらの回答を不満とし、さらに第2回要求に対する回答をも強くせまったため、学長は学生とできるだけすみやかに会談することを約束した。ところがその後両者の連絡がうまくつかなかったために学生側は大学当局に誠意なしと判断し、12月2日より「自由なる行動」（ストライキというのはどぎついでしてこのような表現をとった）に突入した。後で聞いたところによると、学生代表が12月1日夜おそく学長宅に電話したところ、家人が学長の身を案じて取りつがなかったためこのような結果になったという。歴史の流れというものは、本当に一寸したはずみで大きく左右されるものである。

さて学生が連日授業を放棄している間に、助教授・講師をはじめとする学内中間医師層、それに学友会京都支部などの学外層までが、学生の第2回要求を全面的に支持して学長、教授にさまざまなはたらきかけを続けた。そしてこの点が本騒動の最も大きな特徴であった。たとえば後年の全共闘闘争の場合も学内若手医師層からの強い同調があったけれども、学外にいる先輩の動きはほとんどなかった。従ってこの昭和20年ストのきびしさは、長年にわたる他大学出身教授への反目が当時いかに強かったかを物語るとともに、個人への感情的な要因がかなり大きな基盤になっていたことも十分考えられるのである。

こうした本学関係者あげてのはげしい動きの前に、越智学長と後藤基幸教授はついに辞表を提出することとなり、12月6日学生のストライキは解除された。かくしてこのストライキが大きな突破口となり、いわゆる学内民主化への流れがはじまったのであった。

敗戦による混乱からの正常化

1945年(昭和20年)8月15日、わが国はポツダム宣言を受諾して、英米ソ中国などの連合軍に無条件降伏して、終戦を迎えた。先に1943年(昭和18年)9月のイタリア・パドリオ政権の無条件降伏および1944年(昭和19年)5月8日のドイツの無条件降伏によって、連合軍と交戦していた枢軸国側はすでにわが国のみとなっていたのであるが、ここにわが国の降伏によって第二次世界大戦は終焉した。当時、わが国では物資が極度に欠乏し、餓死寸前という状態であり、本土の各地は焦土と化していたが、京都の地は、のちになって日本の古文化財の焼失を借しんだ米のウォーナー博士らの助言の賜物であることが判明したが、幸いにも爆弾や焼夷弾の攻撃から免れていた。しかし、人心は極めて不安定であり荒廃していた。敗戦と

いわずに終戦と称し、占領軍を巧妙にも進駐軍と呼ばされていたが、神州不滅の自尊心をまだ僅かに保っていたわが国の人々は喜んでこれらの言葉を用い、被占領国意識を日常生活に持込むことを拒んだ心理状態にあった。

終戦後最初の間は、一般に被占領地域にしばしば起ることが避け難い占領軍による暴行、略奪をおそれる恐怖心が人々の間に漠然とあり、特に婦女子は山奥に逃げこむべきであるなどという流言が行なわれさせた。京都府立医科大学の本科および予科の学生、生徒は動員先より逐次帰学するとともに、授業が再開され、世情あわただしい中にも、勤労働員期間中に遅れた学課を取戻すべく勉強を続けていた。1945年9月28日には、去る4月に仮卒業式により送り出し、陸海軍軍医たるべく養成訓練中であった第20回卒業生を母校に再び集めて、本卒業式を行ない、71名に学士試験合格証書を授与している。しかし、附属女子専門部は当時1学年と2学年の生徒が在学していたのであるが、国内の他の女子学校のすべてと同様に、学校は一時閉鎖されていた。のちに、9月初旬になって、「もうぼつぼつ開校してよろしいか」、「文部省通達があるまでもう少し待て」というようなやりとりが、府学務課と大学との間に行なわれたのちに、10月20日になってやっと附属女子専門部の方も授業を再開したのである。

1945年9月2日、ミズーリ艦上において、わが国を代表した重光葵は無条件降伏文書に署名し、ここにわが国は法的にも主権を失い、独立国家ではなくなった。これに伴い米政府は「降伏後初期における米国の対日政策」を発表し、軍隊を解体し、日本の民主化の諸政策を押し進めることとなった。駐留軍は東京にマッカーサー総司令官の総司令部があり、この中に民間情報教育局(CIE)がおかれて、軍国主義教育の一切を根底から覆えして、民主教育を進めていった。

京都には1945年9月26日アイケルバーガー中將の率いる第1軍団が駐留して来て、その司令部は烏丸四条の大建ビルにおかれた。その後の占領期間を通じて、中央よりの総司令部CIE通達は日本政府(文部省または厚生省)を介して、あるいは地方自治体(京都府)を介して大学に伝えられたが、この他に、中央や地元駐留するCIE担当官が視察に来て、命令ないしは示唆による強制を行なった。大学の専門教育殊に医学教育についてはあまり干渉がなかったほうであり、専ら保健衛生面における勧告がなされたのであった。たとえば、病院看護内容の充実や病院の環境改善などというものであって、医学領域においては民主化政策の強制というよりも、わが国においてただでさえ立遅れていた公衆衛生学がさらに戦中戦後の物資不足と人心荒廃により、伝染病蔓延のおそれがあったのであるが、この混乱期においてDDTの強制撒布などの手段の果たした功績は大きいものと認めなければならない。当時の記録によれば病室における家族付添いの制限、殊に伝染病室における家族付添いの禁止や面会時間の規制などの指導がなされているが、今日の目をもってすれば極めて当然の内容であ

るが、戦後の荒廃と物資欠乏状態のさ中には、ひとつひとつ指令によって、あわてて整備する有様であった。

戦後の学内民主化運動

このような、占領軍によって「与えられた民主主義」に出発したのであったが、終戦時の混乱と虚脱状態より漸く醒めはじめるとともに、被占領下に新しい国造りとして、民主化運動が抬頭し、古い封建制の形骸を打破しようという風潮が全国的に漲り、「民主主義」、「民主化」なくしては日が暮れぬ有様であった。そうして、過渡期の常として、いたる所で混乱がみられ、1945年末期から、学生の同盟休校、教授排斥運動というような形で現れると同時に、学生の学園民主化運動は労働組合運動をよび起し、従業員組合の誕生となり、1946年には労働組合運動の騒乱に暮れた観さえある。

1945年10月には、中学校卒業後終戦まで陸海軍関係諸学校に在学しており、その後自宅へ帰郷していた復員学生の旧制高校 1, 2 学年への転入学試験の臨時措置がとられ、医科大学予科においても 1, 2 学年各々約10名が転入学を許可されている。

終戦の年の秋には、終戦まで勤労働員によってほとんど行なわれていなくなった学課の授業が熱心に行なわれたが、学生も教師も乏しい食糧でひもじい思いの下でのことであり、また電力事情が極めて悪く絶えず停電に見舞われ、闇市で買求めた質の悪いローソクの明りで原書に取り組む状態であった。煙草もごく少量が配給されたが、手巻きの紙煙草を作るためにはコンサイスの辞書を破って用いる者さえある有様であった。1945年の秋も終りに近づき寒くなって来たが暖房はほとんどなく、このような状況をなんとかして欲しいという打開策として、食糧休暇の要求という声が出てきた。

1945年11月21日、予科生が生徒大会を開き食糧休暇の要求などの要求項目を決議したのを皮切りに、女専生徒大会が行なわれ、11月28日には本科学生も学生大会を開いて、学生自治会の設立要求をはじめ、同自治会内に共済部の設置を承認すること、厚生設備の完備、食糧供給に関する学校当局の援助、特別講義制の設立、出欠制度の撤廃、現在の講義法の改善、教務課の権限の縮小、学校行政へ学生の参画、教授会の公開、過去の教授会記録の即時公開、本学の発展を阻止した教授会の閉鎖的存在の解消などの要求を決議し、その決議文を越智学長に手交し、11月30日までに書面による回答を要求した。この回答期限の来ない間に、翌29日夜には学生は改めて前日の決議に、越智真逸学長の辞職、後藤基幸教授の辞職、荒木正哉教授の反省要求の三項目を追加した。人事問題三項目の追加要求が第1回要求の回答期限の僅か2日間を待たずに、追討的に要求されたことは、当時のエスカレーションしていたムー

ドを表わしているものであるが、それにしてもその性急さはなんとなく不自然であり、言わば、なに人かによる作意が底に動くように感じられるのである。

大学当局は学生大会要求の回答期限である30日正午に、28日の要求の各項目に対し、出欠制度の撤廃に対しては実習、ポリクリニックは当該教授の意向によることとし、講義については出欠の撤廃を承認、教務課権限縮小、学校行政へ学生参加の件は詳細に聴取懇談の上善処することとした。過去の教授会記録公開、および教授会内派閥の存在の件は否認、その他の件は承認の回答をした。ところが、学生側はこの回答を不満として、第2回の決議の回答を重ねて要求した。

これに対して、学長は、「可及的速に学生と会して、具体的事項につき協議することを切望する」旨の回答を12月1日夕手交した。同日夜になって、学長宅に学生側より学長の出席を要請する電話があったが、手違いで学長に通じなかった。そのような状態のまま、学生は12月2日より自由行動(ストライキという言葉は意識して避けられた)に入った。このような事態のさ中に、学友会京都支部では学生の行動を支持する旨を決議し、教授たちの意見もいろいろに分れ紛糾したが、結局、学生の第二次要求に対する回答として、学長の辞任、後藤基幸教授の辞職、荒木正哉教授の反省という線を提示し、この問題は学生の要求をほとんど聞き入れた状態で12月5日に解決した。

このように、学生大会(予科、女専では生徒大会)に始まった学内民主化運動はその後1945年末より大学構成諸団体に自治組織を作る動きとして発展し、さらに、学内輿論の適正なる反映機関として大学を構成する自治組織を結集した京都府立医科大学協議会設置を目ざして進展した。

この間に、1946年(昭和21年)2月には学長兼教授兼女子専門部長越智真逸は願により学長兼女子専門部長を免ぜられて教授専任となり、勝義孝が学長兼教授兼女子専門部長に任命された。同月には、京都府立医科大学協議会の設置が決定され発足した。協議会の構成諸団体(数字は委員数)は教授団(2)、予科教授団(2)、女専教授団(2)、助教授講師団(3)、助手副手団(5)、事務職員団(5)、雇傭人団(5)、学生自治団(5)、予科生徒自治団(4)、女専生徒自治団(4)、看護婦自治団(5)である。各団体より選出された委員をもって組織された全学協議会は各団体間の連絡、輿論の連携をはかるのが目的で、学長の諮問、および各団体の提案を協議し、決議あるいは要求を行なわないのが立前であった。

その発足当時は問題も多かったもので、毎月第1、第3水曜日午後3～5時の定期会合をもったのであるが、のちには問題も少なくなり、構成団体も女専の廃止、予科の廃止、甲種看護婦学院の新設、進学課程の新設などの異動があり、また規則にも変更があって、要するに客観的情勢に順応して開かれる状態となってしまった。さらにまた、各団体から選出された

委員に欠員を生じたのちの補充もされないままに、昨今では、特に学長銓衡の過程で、全学協議会構成諸団体がそれぞれの推薦する学長候補者を報告する際に、僅かに全学協議会の機能の名残りをみるのみである。

京都府立医科大学における全学協議会という機構は、1945年末の学内民主化運動の実りとして誕生し、戦後の学内民主化に貢献した点は大きいものがある。このように、協議会方式による学生自治組織や事務職員、技術職員(現業職員)、看護婦の各団を含む大学構成諸団体の対話がなされるということは、大学自治の一つの理想に近い形態の運営法であろう。特に、大学管理運営の主体であるところの教授会も、教授団として、他の協議会構成諸団体と同格に参加している点が注目されるのである。

ところが、このような全学協議会もその後、1949年(昭和24年)に起った女子専門部教授会流会事件による学生8名の放學処分と学生自治会の否認という事態に、なんら対処し得ず、さらにまた1968年(昭和43年)に起った全国的な全共闘運動の一環としての全学闘争委員会による学園紛争の混乱においても、全学協議会は開催されなかったのである。もっとも、このような協議会方式は構成各団体が積極的に参加の意志をもつ場合にのみ成立するもので、一部の団体が拒否権を要求したり、また、参加することを拒否したり、さらに、学外者を含む団体が参加を求めたりしたような場合には協議会の成立は困難であり、大学自治の場とはならない。

戦後初の病院ストライキ

1946年(昭和21年)5月初、京都府立医科大学内の守衛、用務員、電話交換手、電気、汽缶などの現業労働者を主とする、組合員130名(職員14名、従業員116名)で組織する「京都府立医科大学従業員組合」(従組)が結成された。従組は5月30日、「6, 7, 8月危機突破資金として月額100円の支給」など官公労の全団統一要求を含む諸要求を提出した。これに対し、このような労働攻勢に全く不馴れた大学当局はなんらなすすべなく、3カ月を経過し、これは不誠意がわまる態度と解釈された。そこで従組は9月3日、あらためて、①飢餓突破資金500円の支給、②作業衣、作業服の支給、③団体協約の締結、④退職金制度の確立、の要求書を大学当局に提出したのである。

このような、現業労働者を主とした従組による学内労働争議の最中に、9月12日には事務系職員らを中心に、組合員約600名をもって「京都府立医科大学職員組合」(職組)なる第二組合が結成された。この職組は上からつくられた組合であり、御用組合的色彩が濃厚であった[京都府職員労働組合運動史(上)による]。

従組はこのような事態に対処して、新しく作られた職組に共同闘争を申し入れたが、申し入れをうけた職組は9月21日代議員大会を開き、「従組が職組に合同し、単一組合としてあらためて要求事項と闘争方針を協議し、多数の統一した力で要求貫徹をはかる」ことを決議した。従組の要求は9月29日までに満足な回答がなかった場合には9月30日からストライキに突入するという期限つきで、回答を要求したものであった。大学当局の回答はこの従組の強硬な要求に対して、作業衣、靴の9月在庫分を支給するという点を除いてゼロ回答を行なったばかりか、将来の禍根を除くため、この際、断乎とした処置をとるときわめて挑戦的であった。

そのうち、外廓団体あるいは外部の従業員組合が従組の闘争を応援にやって来て、一団となって学長を佯詰にしたり、労働歌を高唱しながら病院の廊下を歩き回ったり、発電所や電話交換室を占拠したり、遂には病院の煙突に赤旗を立てて氣勢を上げた。このような騒々しい状態が続いたので、患者は減少し、「赤の病院にはうちの娘をおいておくわけにはいかぬ」というので親に連れ帰られる看護婦もあるという有様となった。

従組では、このような激しい闘争方針について行けない者、新しく結成された職組による組合員獲得競走などに加えて、占領軍を背景とした大学当局のきびしい態度に、5月初に130名近くいた従組組合員も9月には40名をわる状態となり、かなり数の上では弱体化してしまったものの、発電所やボイラー関係など、病院運営上の重要拠点を掌握して頑張っていた。

このような大学当局と従組との双方の強い態度によって、府立医大の中は切迫した空気につつまれ、全国初の病院ストは避けられないかのように緊迫した状態にあった。しかし、28日午後になって、ストライキ予定は突如として中止された。患者の生存権を脅やかすから、ということがスト取止めの理由であると伝えられたのであるが、事実上、翌29日にアメリカ占領軍の京都軍政部からスト中止声明が出されたことにより、これが占領軍による弾圧によるものであったことが明らかとなったのである。

スト中止ののち、従組では委員長の引責退陣、新しい組合員とくに看護婦の獲得、あるいは京都市内の関係労組争議団の共催による争議真相発表演説会、市民宣伝の活動をすすめていたのである。他方、穏健な組合運動を行なわんとする職組ではその民主化運動は人心を捕捉し、職組組合員はますます増加して全職員の3/4を包括するようになり、大学当局との間に10月21日付で11条からなる労働協約を締結した。これに対し憤激した山形志之武新闘争委員長を先頭とする従組は25日に抗議交渉を行ない、続いて、「25日午後7時以降において発生するあらゆる不測の事態の一切の責任は大学当局にある」という声明を発表し、10月28日午前0時を期してスト体制に入り、不当弾圧のあるときは無期限ストに入る旨の闘争方針を打ち出した。この闘争に対して、30日には京都金属労連、総同盟、電産、日映演、日通、島

津，市電などの各労組による共同応援委員会が設置された。

10月31日午前0時から先ず電話ストに突入した。この事態の下で勝義孝学長は休暇をとって雲がくれをし、代って望月成人病院長が交渉にあたったのである。しかし、この労働争議はますます紛糾し、11月2日午前10時から医療関係を除く一般部門への送電が中止され、大学および病院の機能は半身不随に陥った。この病院ストはわが国初の病院ストであり、マッカーサー声明により弾圧阻止されたので有名な42.2.1ストに先立つこと5カ月前のことであった。

このように紛糾した事態を解決しようとする動きはこの間にも続けられていたのであるが、事実上、病院の機能が麻痺した11月2日に、応援委員会のあっせんにより従組と職組の会合がもたれ、同月夕刻6時にひとまずストライキを中止し、合同準備促進会を作って、労働組合の組織統一をすすめることとなった。11月3日には「医療機関に巢喰う封建制の打破，医療従業員の生活擁護」のスローガンの下に全日本医療従業員組合関西地方協議会の結成大会が開かれ従組はこれに参加した。他方、職組は11月4日の委員会で総同盟京都府連に加入を決め、翌5日に加入した。病院従業員の圧倒的部分を占める看護婦に対し、組合員獲得のオルグ合戦を激しく展開した。このような情勢に、とても両労組の合同は無理であると見切りをつけた従組では11月14日単独交渉を開くように大学当局に要求したが、勝学長は先に結んだ職組との労働協約をたてにとり従組との団体交渉を拒否した。

この間に従組組合員は漸減を続け、その後は自然消滅の道を辿ったのであるが、共産党、社会党、総同盟、民主人民連盟などによって作られた「医大争議解決促進委員会」が介入して、1946年暮には、従組(産別系)と職組(総同盟系)の両組合は従来の行きがかりを捨てて統一し、新たに単一の組合を結成することとなり、ここに二労組並立という状態が解消されたのである。

その後、1955年(昭和30年)5月26日になって、京都府立医科大学労働組合(200人)は京都府職員組合(府職)に加入を決定し、11月25日の府職臨時大会で府職医大支部設置が承認された。

インターン制度の誕生

敗戦後のわが国の諸制度は敗戦という一つの時点を契機とした変革が行なわれたのであるが、特にその多くは占領軍総司令部よりの指令や示唆、勧告に基づくものであったことが不自然であり、またわが国の実情にそぐわない点があったりして、わが国の独立回復後に、さらに変更されたり、あるいは元の姿に戻ることを余儀なくされたりしたものもあった。

このような変化の最も著しいものは、1946年(昭和21年)1月1日に年頭の詔書によって天皇が自ら神格を否定し、人間天皇の宣言がなされたことである。2月には占領軍総司令部の指令により公職追放令が施行され、戦時中戦争遂行に責任ある立場にあったものは退職を命じられ、高級官僚、軍人をはじめ、教育、言論、産業の各界においても追放されるものは多数に及んだ。同年5月には各大学ごとに大学教員適格審査委員会が設置されて、大学教員の適格審査が始まり、新時代の観点より、その思想及び過去における所業を追求し、その適、不適を審査することになった。予科および女子専門部教員については、近畿地区(2府5県)の高等学校専門学校教員適格審査委員会において審査された。幸いに、本学関係においては、大学、予科、女専ともに不適格者はなかった。また、これよりさき3月には占領軍総司令部の要請により来日した米国教育使節団が官僚制度の廃止や6・3制の実施などによる教育の民主化策を勧告していた。11月3日には103条よりなる日本国憲法が発布されて、翌1947年5月3日より施行と定められた。

1947年(昭和22年)3月31日、教育基本法(法律第25号)、学校教育法(同第26号)その他一連の教育法規が発布され、ここにわが国の教育制度は一挙に大改革をみるにいたり、国民学校令、中学校令、師範教育令、大学令などが廃止されて、いわゆる6・3・3・4の教育制度が実施されることになった。最後の4年制の大学のところが、医学では6年とされたのである。ただし、旧制度の大学、高等学校、専門学校は在学生の卒業するまでの間、存続を許されることとなった。この6・3制の施行により、これより数年後には全国の高等学校、大学予科、専門学校は自然廃校に追い込まれることとなるが、京都府立医科大学でも、まず女子専門部が、のちに予科が消滅するのである。

これより先、1946年には全国各地で医学専門学校が相次いで医科大学に昇格した。3月には私立九州高等医専が私立久留米医大に昇格、4月には昭和医専、大阪高等医専、兵庫県立医専、5月には順天堂医専、8月には東京医歯専がそれぞれ医科大学に昇格している。本学の附属女子専門部では看護婦寄宿舍跡地に独立校舎を建設すべく予定中であり、戦時中の疎開以来、盲学校の一部と本学と伏見分院の3カ所を回って歩いて授業をうけ、努力を続けていたが、終戦後の資金、資材難に独立校舎の実現を見ない間に、学制改革となり、大学昇格の話も熟さないままに、1944年、1945年、1946年の終戦前後の混乱期3年間に入学した3学年のみで、以後の生徒募集を打ち切り、廃校の余儀なきにいたったものである。しかも、1947年7月21日、文部省令第16号により「従来の規定による医学専門学校の修業年限は5カ年とする」とされ、1947年4月より適用されることとなったため、本学の女子専門部でも修業年限を1カ年延長することとなり、教養課目の履修を増加したのである。1951年3月最後の卒業生を送り出した女子専門部は廃校となったのであるが、1947年予科入学の旧制大学最後の

学年からすでに男女共学が実現されていたので別にさしざわりはなかった。

敗戦後の諸変化の中でも、医学教育の分野における最も大きな変革はインターン制度と医師国家試験の実施である。1946年、占領軍総司令部の指令により国民医療法施行令を一部改正して、医学教育修了後、1カ年の実地修練を経て国家試験に合格したものを医師として登録することとなった。これにより、1946年9月卒業の第21回卒業生は直ちに実施修練に入ることになり、規定による修練期間1年間を初回に限り半年間に短縮され、翌1947年4月に第2回医師国家試験を受験した。なお、第1回医師国家試験は1946年9月に実施されたが、これは外地引揚者または歯科医で医学の補習を終えたものなどのためのものであったので、医科の学校の卒業者の受験は1947年4月施行の第2回医師国家試験が実際上、初回であった。

看護婦養成教育においては、1889年(明治22年)4月に、京都療病院医学校(甲種)の附属産婆教習所として発足し、のち、1893年(明治26年)11月、日本赤十字社京都支部看病婦養成所をも併設され、附属産婆看護婦教習所となり、その後は1903年(明治36年)には医学専門学校附属、ついで1921年(大正10年)には医科大学附属の産婆看護婦教習所となっていた。終戦後、総司令部によってわが国の医療関係者の資質、特に保健婦、助産婦、看護婦について批判が加えられ、従来の制度が欧米諸国に比し著しく遅れているとして、その資質の向上を図って、制度を革めることとなり、大学附属産婆看護婦教習所は1946年(昭和21年)3月31日限り廃止となり、4月1日新たに厚生女学部が設置された。厚生女学部には助産婦科、看護婦科の二科が置かれ、卒業生は助産婦、看護婦の免許のほか、高等女学校卒業の資格をも得ることになった。その後、1947年7月3日に国民医療法の委任に基づく政令として、保健婦助産婦看護婦令が公布されたが、翌1948年にはその根拠法規である国民医療法自体が廃止されるにいたり、新たに7月30日、保健婦助産婦看護婦法が制定され、この法律によって看護婦の資格は相当に高められることになった。

府立医科大学では、1949年(昭和24年)4月には甲種看護婦学院が開設され、1951年(昭和26年)、その第1回卒業式挙行と同時に厚生女学部も最後の卒業生を送り出して廃止となった。看護婦教育の戦後の変遷は激しかったが、戦後の大きい特徴である男女同権論による女性の地位向上と男女共学の実施による女子高等教育の充実などの一般的傾向に加えて、占領軍総司令部の関心が公衆衛生の方面とともに、保健婦、助産婦、看護婦の地位と資質の向上に向けられ、たびたび勧告が出されるとともに、米軍衛生部将校らによる実地視察や指導もしばしば行なわれたのであった。

講座の整備増設とその内容の充実

学内民主化の輿望を担った勝義孝学長の登場により、学内の体制は着々と整備されていったが、教授の欠員も補充され、また新講座が増設された。1946年(昭和21年)には、3月に中村文雄(耳鼻咽喉科学)、12月に緒方洪平(衛生学)、藤田秋治(生化学)、1947年には4月に野田秀俊(解剖学)、9月に吉村寿人(生理学)、10月に片岡八束(皮膚泌尿器科学)、弓削経一(眼科学)の各教授が新任された。



勝 義孝

1946年2月8日、助手副手会は学内の講座の整備増設と講座内容、特に教員の充実を教授会に申出た。この中には具体的に法医学教室や胃腸科学講座などに教授をおき、その他、欠員の助教授、講師陣を揃えることなどを詳細にあげて要求した。このような要望は学内に一致したものであったので、1948年には2講座の新設と2教授の新任が行なわれた。1月、胃腸科学講座を担当の助教授川井銀之助が教授に昇格し、来須正男教授は新任の上、新設の整形外科学講座を担当、勝義孝教授は解剖学より転じて新設の生物物理化学講座を担当した。同年2月には山田博(解剖学)教授が新任、9月、能勢善嗣(生化学)、錫谷徹(法医学)の2助教授が新任された。10月、医動物学教室が新たに開講、小林晴治郎講師が担当することとなった。昭和24年には別項にあげるように、全国各地の大学高専でレドページが行なわれ、本学においても助教授以下に2、3の休職処分が出された。

1950年(昭和25年)に入り、年頭、助教授陣がさらに整備された。1月、横井勝朗(理学的診療科)、竹田三郎(歯科学)、飯田文武(耳鼻咽喉科学)、今井晴一(眼科学)、増田正典(胃腸科学)、保田岩夫(整形外科学)、名取美代治(第一外科学)、菅沼惇(微生物学)、舟木広(生物物理化学)、井上五郎(生理学)、米沢猛(病理学)、小田完五(皮膚泌尿器科学)などの新進気鋭の人々が一斉に助教授に新任された。これらの助教授はそのほとんどが本学出身者であり、基礎、臨床各方面にわたって、次代を担うべき本学出身者が出揃って、講義、実習や研究、あるいは臨床に活躍し始め、学内に充実した気運が漲ったのである。

授業料値上げおよび大学法案反対

京都府立医科大学は京都府会計の中で、特別予算を組んで運営されて来たが、従来、病院収入を主とし、これに授業料などの大学収入を加えることによって、ほとんど府からの財政援助を必要とせずに行ってきた。病舎や教室の新増設、改築に際しても、府債をもって建築

し、これを年々病院収入の中から返却していったのである。

このようにして、終戦までは黒字であったのであるが、終戦後その経営は非常に苦しくなり、府よりの繰入金は1945年(昭和20年)に40万円であったものが、1946年には441万円、1947年には1,500万円、1948年には3,200万円、1949年には7,300万円と異常な増加を必要とした。これは戦後のインフレーションの進行により貨幣価値が暴落したことがその理由の大きい部分を占めていたが、このような府繰入金の急激な増加は1948年には府会においても論議をよんだ(以上の数字は予算による)。

このような状況にあって、一般の物価の昂騰、人件費の異常な増高に伴い、府の財政収入を補う必要があるというので、1947年には年額960円であった授業料を1948年当初予算では1,920円に値上げした。同年6月には天野府教育部長は府立大学、高専の授業料の2.5倍値上げも止むを得ずと発言、9月には3,600円に再び値上げの措置を取らねばならなくなった。京都大学においても、この年4月には年額600円より1,800円への授業料値上げに反対して、同学会は学生大会を開いているが、この年、京都大学、第三高等学校、立命館大学などで授業料を払えないための退学、休学者が続出し、京都大学では学生総数の17%、第三高等学校では7%に達した。

このような相づく授業料の値上げに対し、府立医大でも、学生自治会は授業料値上げ反対運動によって対応した。大学当局に反対を表明するのみでなく、街頭で市民の支持を呼びかけるとともに、府会議員を訪ね、府会を傍聴して窮状を訴え、遂に予算案審議に際して、授業料総予算額の1割の減免措置をとれという附帯決議をつけることに成功した。8月28日には大学当局は授業料減免制度を決定した。9月府会では授業料値上げについて活発な討議が行なわれ、同年3月の授業料に関する条例の第3条を活用して、全部アルバイトによらなければ学費を納められない学生については授業料の全額、または半分、あるいは1/4を、それぞれ困窮の度合に応じて減免して、そのような学生の生活の困窮を救い、学費がないために就学できないようなことのないように処置した。これによって、仮に全額免除者のみとして学生総数の1割の者が、また仮に1/4減免のみとすると学生総数の4割までを減免の対象とし得るわけである。この減免措置の適用者の選定は、大学当局と学生の委員が協力してこれに当るといふ、自治的な運用がなされた。

授業料は翌1949年(昭和24年)には1.5倍値上げされて年額5,400円とされたが、一方、府から大学への繰入金予算も1948年の3,200万円から1949年には7,300万円に激増したので、同年2月の府会でもこの両者についての議論が行なわれ、需要費、食糧費などを節約し、学生の授業料減免の額をふやすようにという附帯決議がなされた。このように、府立医科大学の財政が窮迫した理由の一つとして、インフレの進行により諸物価、人件費、などの経費の急激

な増加に対して、病院収入は伸びず、この原因として、外来および入院患者数の減少ということもあったが、国民健康保険を中心とする健康保険利用者の激増に伴う保健経済の赤字により、保険単価の改訂が十分になされなくなったことによるものである。本来、健康保障制度の中心課題として普及徹底しなければならないものであるが、1947年度には被保険者1,000人につき月平均92人が受診していたのが、1948年8月には176人と利用者数が倍近く増加し、医療費1人平均143円79銭、現金給付額45円93銭、計189円72銭で、平均保険料152円42銭を37円も上まわって、保険経済は一大危機に陥り、京都府の赤字は1,000万円に及んだ。保険単価は1946年(昭和21年)乙地1円30銭であったものが1947年(昭和22年)には1月に2円50銭、4月に3円00銭、9月に4円00銭、1950年(昭和25年)3月には6円00銭、8月には甲地10円、さらに10月には11円と値上げされたが、それ以後は単価を値上げせず、一部注射料、処置料、手術料、検査料の改訂のみを行なったのみで、1951年(昭和26年)12月になって、やっと単価を甲地12円50銭に値上げするのである。

授業料値上げ反対運動と同じ頃、学生自治会がもう一つの重要な闘争目標としていたものに大学法案があった。教育の民主化は1946年(昭和21年)米国教育使節団の勧告に基づき、1947年(昭和22年)3月教育基本法など一連の教育法の制定により制度の改革が実施されたのであるが、その後次第に、大学の管理方式の強化策の促進という方向に進展した。1948年(昭和23年)7月15日、進駐軍のCIEは英文の大学法試案要綱を作成し、米国の州立大学の管理方式をとり入れることを勧告し、10月14日文部省はその訳文である大学法試案要項を発表したので、民間各団体は直ちにこれに反対し闘争に入った。丁度この頃には学生自治会の全国統一組織化が進み、同年9月18日には全日本学生自治会総連合(全学連)が結成され、官

大学財政と授業料および保険単価

授業料(年額)の推移	府よりの繰入金金の推移(予算面で)	保険単価の推移
		昭和21年 甲地 1円50銭 乙地 1円30銭
昭和22年当初 480円	昭和22年 1,500万円	昭和22年1月乙地 2円50銭
昭和22年更正 960円		4月乙地 3円00銭
		9月乙地 4円00銭
昭和23年当初 1,920円	昭和23年 3,200万円	昭和23年3月乙地 6円00銭
昭和23年更正 3,600円		8月甲地 10円
		10月甲地 11円
昭和24年 5,400円	昭和24年 7,300万円	⋮
		昭和26年12月甲地 12円50銭

公私立の145校がこれに加盟した。11月6日には京都大学において全学連第1回中央委員会を開き、大学法案粉碎を決議している。府立医科大学学生自治会では授業料値上げと大学法案の2つの対策委員会を組織して、予科、附属女子専門部のみならず、府立女子専門学校とも協同で、街頭や職場に出かけて、これらに対する反対の輿論を喚起した。遂に1949年(昭和24年)9月6日には文部省は大学管理法試案要項を白紙撤回し、同法案を練り直すべく起草協議会を設置した。

女専教授会流会事件

終戦後わが国に進駐して来た在日米軍総司令部は、戦時中に拘置あるいは収監されていた左翼分子を釈放し、のみならず積極的に、戦後の日本の民主化政策推進、帝国主義的官僚体制の解体などにその力を利用し、中央政府としても社会党の片山内閣、次いで民主党の芦田内閣と革新的色彩の内閣を組織させ指導して来たのであるが、1948年(昭和23年)7月31日、いわゆるポツダム政令(政令201号)によって、国家公務員・地方公務員の団結交渉権、罷業権を拒否し、10月19日に第2次吉田内閣の成立する頃より、次第に革新勢力、特に共産主義者を抑える方向へと総司令部の方針転換をみるのである。これはもちろん、米国の日本占領政策の方針変更のみでなく、1948年(昭和23年)1月6日米陸軍長官ロイナルがサンフランシスコにおいて日本を共産主義に対する防壁とすると演説しているように、第2次世界大戦の戦勝国であった米、ソ2大国間に冷たい戦争という世界情勢の変化に伴うものであった。

1948年(昭和23年)9月9日、CIE オア教育課長は教育委員会は特定政党などの奉仕者ではない。日教組の教育委員会支配は望ましくないという談話を行ない、10月初より翌24年3月まで、文部省はCIEと共に米人講師らを迎え、東京大学はじめ全国各地の大学などで教育指導者講習会を開催した。10月20日には長野師範学校で共産党細胞学生8名を退学処分としたのであって、これはその後全国的に広がったレッドページの初めての現われとして注目される。12月3日には政令201号が法制化された改正国家公務員法が公布され、公務員の争議行為は禁止され、人事院が設置された。1949年(昭和24年)1月12日には国公立学校の教員などの任免と服務などを規定する教育公務員特例法が公布された。

1949年(昭和24年)3月、吉田内閣が米の非米活動委員会を真似た非日活動委員会設置の計画をもっているというので、文化人29名が思想弾圧であるとして反対声明を發表した。6月11日には文部省は教員の政治活動の法的限界について事例をあげて通達した。6月1日には京都市公安条令が施行された。8月9日には京都市交通局がレッドページにより128人に解雇の通告を行ない、10月10日には京都府・京都市両教育委員会はそれぞれ20数名の教職員の

レッドページを決定し辞職を勧告し、市教育委員会は辞職勧告拒否者を退職処分にした。

占領軍 CIE 顧問イールズは7月19日新潟大学で「共産主義教授追放」を講演、以後11月11日岡山大学、11月14日広島大学、12月2日大阪大学で同趣旨の講演を行ない、いわゆる「イールズ旋風」をまき起した。この間、九州大学、富山、新潟など多くの大学でレッドページの辞職勧告が進められてきた。

このように全国各地の大学においてレッドページが行なわれ始めた情勢の下に、女子専門部教授会流会事件が起ったのである。

足立興一附属女子専門部教授は解剖学の講座を担当していたが、1948年(昭和23年)に講座が廃止されるとともに生徒係や図書係の閑職にあったのであるが、漸次この職も奪われ、1949年11月8日、勝女専部長から辞職の勧告をうけた。これを聞き伝え不当処分であると憤慨した本科2回生と女専部4回生は9日朝クラス会を開いて足立教授解職反対と女専部に基礎医学講座を要望する旨の決議をした。本科2回生は1回生の1カ年間足立教授(本学の方では兼任の講師)より組織学を学んだクラスであった。クラス委員代表であった平井正也は1948年4月、本科進入式において、勝義孝学長の訓辞に対する答辞として、その一つ一つに反論したことがあったが、今回、クラス員十数名とともに9日正午過ぎ、勝女専部長にクラス決議文を提出するために面会したが、満足するような答を得られず、かつ、各自の氏名を書くことを求められ、不平不満の念に包まれて引き揚げて来た。同日正午には足立教授は勝部長に対し辞職勧告拒絶の意志表示をした。

11月9日の女専部教授会はインターン問題およびその他という議題予定で、午後3時から開会される予定であった。この教授会において足立教授辞任勧告あるいは処分の問題が突然提出される可能性もあると考えて、先に勝部長に提出したクラス会決議の趣旨を同教授会に申し入れることとした。本科3回生福田弥一、内藤三樹郎、および2回生平井正也、田坂正利、門脇一郎、谷沢三郎、木村昭、上田好治の8名が3時開会予定の女専部教授会を傍聴のために会議室に入場した。後に、公判廷で明らかとなったところによると、谷沢は流会の数分前、上田は流会後に会議室に入ったものであるという。その他に、女専生徒平岡他12名が入口のつい立て付近にいた。女専教授会は従来非公開であったが、本科学生はこれを知らなかったということである。兎も角、議長鈴木教授の都合で午後3時30分開会されたが、志多教授より従来通り非公開であるかという確認の質問があり、足立、竹沢両教授より公開せよとの提案がなされ、採決の結果非公開の再確認をみたので、勝部長および水野教務課長より、これらの学生、生徒に対して退去を要求したが、これに応ぜず、非公開の理由の説明を求め、かなり喧騒にわたったため遂に午後4時50分頃流会となった。

この日の女専教授会に足立教授の辞職問題を議題にのせる気はなかったが、当日朝になっ

て報告ぐらいはしておこうと思ったというのが勝女専部長の公判廷における証言であるが、11月11日、大学は助教授野中弥一、女専教授足立興一、同竹沢徳敬は地方自治法付則第5条により官吏分限令第11条第4号を準用して休職を命ぜられ、技手赤塚豊、看護婦長竹中幸も同時に休職を命ぜられた。この時には合計14人の教職員のレッドバージが大学関係において行なわれたのである。

こえて、11月15日には大学の教授会において、去る9日の女専教授会流会の原因となった前記8名の本科学生を学則第34条「学生ニシテ其ノ本分ニ悖ル行為アリト認メル者ハ教授会ノ議ヲ経テ学長コレヲ懲戒ス、懲戒ハ戒飭、停学、放学ノ三種トス」によって放学処分にすることに決定した。ただし、11月19日(田坂の場合は21日)迄に退学願を提出する者は退学を認めるという猶予期間を付した。田坂、門脇の両人は親族、友人の懸命の口舌きに折れて猶予期間内に退学したが、他の6名は遂に放学処分に付された。

8名の被処分学生は学長が彼等に対してなした放学(退学)処分が無効であるとして、学生の身分保有の確認ならびに学生としての行動の妨害排除の仮処分を京都地裁に申請したが、1950年(昭和25年)1月17日、法律解釈の上から、この申請は適法でないという理由によって却下された。そこで、昭和25年1月30日、被処分学生は放学処分取消請求の本訴に及んだ。

被処分学生は同級生をはじめ、学内の輿論に訴えるため、日本共産党府立医大細胞の名で処分決定前日より日刊の「学内情報」を発行し始め、以後100号以上も続いて発行されたのである。被処分学生を単にクラスメートとしての友情からみるか、あるいは政治的なつながりの強い共産党医大細胞の一員としての行動により放学処分に付され、また処分反対闘争をしているのか、その観点により同級生や学内の者の受けとめ方も異なったが、あるいは公然と、あるいは潜かに、被処分学生を支援する者もあった。

7月19日、放学処分は学長の大学管理権に基づく行政処分であるから、処分取消請求は行政訴訟として適法であり、学生の懲戒処分を行なうに当たっては懲戒事由について具体的な事情を厳密に考察し、教育的見地、社会通念に従って当該非行に相応する処分を選択すべきであって、その選択について学校当局にいわゆる自由裁量権を与えたものと解すべきでない。その懲戒権の行使には学校教育法、同施行規則の諸規定や、教育基本法の目的理念に沿った範囲で懲戒の種類を選択する裁量権を有するに過ぎない、として、福田、内藤、平井、木村の4名に対する放学処分は裁量権の誤りである。また、谷沢は流会になる4,5前分に会議室に入り、上田は流会後に入場したものであるから、調査の粗漏不備に基づく事実の誤認の上の処分であり違法である、として、被処分学生側の勝訴の第一審判決が下された。そこで、これを不服とした大学当局は1950年(昭和25年)7月27日、大阪高等裁判所に控訴した。

同年11月には、さきに第一審において勝訴した放学生、福田、平井、木村、上田等は控訴

中であるにもかかわらず聴講のため強引に登学し、これを連れ出さんとして教務課をはじめ事務職員らが授業中に講義室に入って来たりして講義が中断され、あるいは教員の中には学長の命により、放学処分された者が退室するまでは講義を中止するから、直ぐに退室するようにと要請するものもあったが、被処分学生は退室を拒んだために、講義を中断せざるを得ないこともあった。受講中の被処分学生を連れ出しに事務職員のみでなく刑事(?)がやって来た時には、被処分学生を支援して同調する者もあった。このような講義妨害は21日より28日までに11回、計22時間に及び、制止の職員中に負傷者さえ出た騒ぎもあった。遂に11月30日の教授会において、同調した学生の処分が議せられ、放学2名、無期停学3名、戒飭2名の処分が行なわれた。また1945年(昭和20年)末の学生大会の決議に応じて、人事に関する件以外公開されて来た教授会も今後非公開となった。また、同じく1945年(昭和20年)末の学生大会の決議以来承認されて来た学生自治会も、その後委員に対する会員の信任が薄れ、委員中に第1次あるいは第2次の処分者を出して、大学当局はこれらの者を学生と認めず、学外者の入っている自治会は相手にしないという態度をとるにいたり、学生自治会は自然消滅の形となった。のちになって、慈恵戦の対策などの必要性から各運動部のまとめとして運動総部がおかれ、これが学生自治会に代って学内の親睦、体育、福利などに活躍した。

このように、被処分学生の講義室入場は実力により排除されたので、11月28日、学生側は放学処分執行停止命令申請書を大阪高等裁判所へ提出したのであるが、これに対し、翌1951年(昭和26年)1月6日、内閣総理大臣吉田茂の指揮権発動による異議書提出によって、この申請は却下された。この首相の異議申立ては第一号であったということである。いかに一公立医科大学における学生のレッドページが、中央政府の関心をよんでいたか、わかるのである。

1953年(昭和28年)4月30日、大阪高裁における放学処分取消請求控訴事件(第二審)の判決として、学長の学生に対する懲戒権に、一定限界つきではあるが自由裁量権を認め、福田、内藤、平井、木村、谷沢の5名については放学処分は社会通念から著しく不当であると解することはできないから、違法とは言えないとして、これら5名に関しては第一審判決を取消し、被処分学生の敗訴となった。しかし、上田については流会後会議室に来たものであるから、全く流会の原因に関係なく、懲戒権発動は事実誤認に基づくものとして、大学側の敗訴となった。

さらに、この放学処分取消請求は最高裁に上告され、1954年(昭和29年)7月30日、最高裁第3小法廷において上告棄却の判決が言い渡され、ここに上田を除く5名の放学処分は確定した。

しかし、もともとの放学処分はレッドページに密接な関係を有したものであり、「“考える葦”に十分なる考える時を与えず、時勢の風に揺げる“葦”を一挙に切除したる果敢な処

置は………真理の探究の殿堂であると共に、人の子の教育の聖堂たる大学が、時風に揺ぐ“考える葦”をモルモット扱いた。人の子はモルモットに非ずなどと、教授会のとれる手段に関して内外に批判の声が揚り、刈られた葦も大風に揺れて、後に紛糾の糸をひいた」[京都府立医科大学80年史]のであって、結局、早いもの(退学者)は3年、放學処分を受けた者は6～8年の遅れの後に、望月成人学長の時になって復学が許可されるのである。しかし、谷沢、伏山の両君は遂に医大へ戻ってこないで、医師志望を捨てるにいたったのである。

予科解散式と80周年記念祝典

先に1947年(昭和22年)3月31日、教育基本法、学校教育法その他一連の教育法が公布され、7月には新制大学の設置基準である「大学基準」が制定されて、1948年(昭和23年)1月には京都では同志社大学など12校の公私立新制大学が誕生した。この6・3制実施に伴い、旧制度の大学令は廃止されることとなり、旧制度の大学、高専、予科などは昭和22年3月現在の在学生在が卒業するまでの間に限り存続を許されることになった。そこで、予科および附属女子専門部ではそれぞれ昭和23年および昭和21年の入学生をもって最後の学年とし、翌昭和24年および昭和22年からの募集を中止したのである。本学では1952年(昭和27年)2月にいって新制京都府立医科大学設立の件が認可され、4月より発足するのであるが、これより一年前、1951年(昭和26年)3月には予科、附属女子専門部および厚生女学部はそれぞれ最後の卒業生(予科は修了生)を送り出して廃止されたのであった。第三高等学校はこれより一年前1950年(昭和25年)3月に最後の卒業生を送り出し、解散式を挙行、82年の歴史を閉じた。

当時の予科自治会である双陵会の委員長であった菅邦彦は、双陵健児の夢、ここに永遠に

眠るにいたる日を記念した行事を盛大に行なわんと計画し、京都府立医科大学予科閉校記念行事実行委員会を組織した。1951年(昭和26年)3月25日(月)午後1時、閉校式、門標降下、茶話会などがもたれ、午後3時よりアトラクションとして映画、演劇の上演、さらに夕暮間がせまるころには最後のファイヤーストームが予科校庭において催され、いつまでも尽きぬ思いをこめて青春の血潮はファイヤーの周りにたけ

創立八十周年記念祝典行事	第一日(十一月一日)	創立記念学内運動会	鴨川グラウンド
創立八十周年祝典	第二日(十一月二日)	永年勤続者表彰式	綜合講堂
学内參觀	第三日(十一月三日)	狂言「靉猿」	茂山社中
本学史料展示会		鮎	第四講堂
懇親会		鶴	
物故職員慰霊祭		綜合講堂	
舞楽「胡飲酒」			
本学史料展示会		第四講堂	
觀光 宇治・醍醐			

りくるい、火の消え去る頃、声もなく消え去ったのであった。当日の盛大な行事の様子は25日付の都新聞の記事と写真に見ることができるのである。

1952年(昭和27年)2月に、地管第34号をもって新制京都府立医科大学設立の件が認可され、4月より新制大学が発足し、このあと旧制大学が最後の卒業生を送り出す1955年(昭和30年)3月までの間は新旧両大学が並行して存在した。

1952年(昭和27年)11月1日、京都府立医科大学の創立80周年を迎え、かつ新制切替えの初年でもあるので、学友会とも提携し、盛大な祝典がほぼ完成をみた総合講堂——のちに80周年記念講堂と改称された——を主会場として催された。また、記念事業の一つとして、本学八十周年史の編纂が企てられ、編纂委員長川井銀之助教授の熱意と、横田穰、川井銀之助、中野操、土屋栄吉、片岡八束、宮田一の諸氏のような良き執筆担当者を得たことによってA5判500ページの立派な本が完成したのである。

京都府立医科大学へまっしぐら

太平洋戦争が激化し、敗戦を迎えてからの数年間、京都府立医科大学は、研究どころか、教育・診療も十分におこなえなかった。ここでは、別の角度から、その実態がいかにかにひどいものだったかを分析したい。第4章で述べたように、昭和ひとけたからふたけたにかけてのころ、教授会のばやきはいつも研究費不足に集中していた。病舎のあいつぐ建築費の捻出におわれ、独立採算のもとでは、とても研究費まで手がまわらなかった。

ところが、おどろくことなかれ、激動の時代がすすむと、わりあてられたわずかの実験費・研究費すら消化できなくなってしまった。表は歳出決算によって、大学本科だけの実験費・研究費の予算配分額と剰余金をまとめたものである。1943年(昭和18年)度までは、まあよい。剰余金額はわずかなので、上手に使いきれなかったといえなくもない。1944年(昭和19年)度ともなれば、もはや今日の常識では理解できない剰余金の大きさである。研究費のご

京都府立医科大学本科実験・研究費使いのこし状況 (歳出決算より)

	実 験 費		研 究 費	
	割 当	のこり	割 当	のこり
1941年(昭16年)度	51,812円	12銭	30,000円	9円90銭
1942年(昭17年)度	51,812円	19銭	30,000円	42銭
1943年(昭18年)度	59,425円	9円16銭	50,000円	5円38銭
1944年(昭19年)度	59,425円	4,385円75銭	50,000円	21,946円
1945年(昭20年)度	65,042円	259円60銭	50,000円	229円34銭
1946年(昭21年)度	65,042円	3,746円	100,000円	1,016円
1947年(昭22年)度	130,084円	210円17銭	200,000円	385円31銭

ときは、4割以上も使いのこした。いまだきこんなことをすれば、翌年度予算の削減は必至であろう。

戦争のおわった1945年(昭和20年)度の使用状況はややもちなおし、剰余金は千円単位から百円単位に減少した。ところが、1946年(昭和21年)度がまたもやいけない。使い残しは千円単位に上昇した。こうしてみると、研究費・実験費の使いのこしは、外国からの図書や医薬品の輸入がながらく途絶し、とくに、敗戦後は医薬品についてもヤミ相場や物々交換が横行して、正規ルートによる入手がむつかしかったことだけが原因でない。当時、大学内を吹きあれたさまざまな嵐のため、研究する雰囲気になかったことも大きく左右したのではなからうか。その証拠に、1947年度(昭和22年)度になると使いのこしは大はばにダウンしている。

ところで、太平洋戦争敗戦後の1945年、1946年、1947年は、毎年府会を何度もひらかなければならなかった。それまでは、戦時インフレが潜行していたとはいえ、統制経済の歯止めはあるていどきいていた。予・決算の膨脹も何とか最低限度におさえてきた。敗戦はさいごの歯どめをなくすことだった。日本人としての使命感の消失、解放感のたかぶりは、日本経済の混乱をいちだんとひどいものにした。物資不足のなかで悪性インフレはとめどもなくすすみ、1千万人餓死説がとなえられた。生活不安や社会不安もひどく、京都府会が1年ものさきを見越して予算審議することなど、まったく不可能だった。府会はしょっちゅう前年度予算の更正追加を次年度におこなったり、当該年度にはいってしまってから、当初予算の審議をはじめなければならなかった。京都府特別会計に属する京都府立医科大学及び附属医院の歳入歳出予算とて、例外ではなかった。

ただし、そうした混乱期であったために、当時の事情を大づかみにとらえるのには1年ごとにとまとめた決算書を見る方がはやい。京都府立医科大学及び附属医院の歳入決算に関するかぎり、太平洋戦争がはじまっても、1943年(昭和18年)度までは、別にどうということはない。ふつうの伸びである。1944年(昭和19年)度は前年度の1.5倍もの規模にふくれあがるが、これは女子専門部創設のせいで、別に財政悪化にはつながらない。敗戦の年にあたる1945年(昭和20年)度となると、さっぱりである。前年度にくらべて増加した120万円の大半にあたる99万円そこそこを、大学がながいこと無理してためた基金をとりくずして充当しなければならなかった。こうした意味での繰越金(現在とは異なる)は歳入金全体の19%にまでおよんだ。それでも、この年は、京都府のお世話になったのは全体の3.9%、金額で20万円そこそこにすぎなかった。

大学の経済がどうにもならなくなったのは、1946年(昭和21年)度である。大学及び附属医院は前年度を上まわる105万あまりの基金をとりくずしたが、財政規模が3倍以上にもふくれあがり、ついに1千4百万の大病を越したので、全体の7.2%しかまかなえなかった。た

だし、府補充金が48万円あまりにふえたとはいえ、全体で占める比率は繰越金より少なかった。京都府立医科大学が独立採算のたてまえを何とか維持したのは、これがさいごだった。

1947年(昭和22年)度には、インフレ昂進のなかで、大学の財政規模はふたたび前年度の3倍にふくれあがった。1千万円単位での3倍であるから影響は大きい。4千6百万を越す金がないとやっていけない。大学自前の繰越金は75万円そこそこで、1.6%にしか達しなかった。全体の33.1%にもわたる1千5百万円あまりの府補充金がつぎこまれた。

ここまでくると、京都府立医科大学がいままでのようなやり方で運営できないことは、関係者の眼にはあきらかだった。大学財政の悪化が直接にはインフレのせいだとしても、インフレが終熄したからとて、大学財政がもともどる見込はなかった。医学校以来、府立とはいいながらも、京都府に公債の保証人になってもらうほかは、あまり財政的面倒をみてもらわずにすんだのは、自由診療のたてまえあってこそだった。ところが、当時、自由診療の幅はせばまることはあっても、ひろがる可能性はなくなっていた。

というのは、激動の時代は、健康保険法の拡充強化をはじめ、国民健康保険法、船員保険法、政府職員共済組合法など、各種社会保険の整備されたときでもあった。そして、初期の健康保険が政府と日本医師会の契約を基本としていたのに対し、1942年(昭和17年)厚生大臣が診療報酬をさだめることになった。このうち、とくに注目すべきは1938年(昭和13年)にはじまった国民保険で、当時、欧米諸外国でも地域医療保険に手をつけたところはなかった。はじめは市町村による健康保険組合の任意設立、住民の任意加入というたよりないものだったが、京都府の場合、1943年(昭和18年)2月には、市部をのぞく町村全部が国民健康保険を

京都府立医科大学及附属医院歳入決算

	歳 入	繰 越 金	府 費 補 充 金
	円	円	円
1941年(昭和16年)	2,381,702.750	186,773.630 (7.8%)	60,000.000 (2.5%)
1942年(昭和17年)	2,556,146.050	181,442.660 (7.1%)	49,500.000 (1.9%)
1943年(昭和18年)	2,796,282.660	156,521.800 (5.6%)	53,000.000 (1.9%)
1944年(昭和19年)	4,072,947.700	204,640.150 (5.0%)	161,302.000 (4.0%)
1945年(昭和20年)	5,236,693.530	991,424.130 (19.0%)	203,929.000 (3.9%)
1946年(昭和21年)	14,611,953.690	1,057,572.350 (7.2%)	483,295.000 (3.3%)
1947年(昭和22年)	46,189,468.940	750,262.230 (1.6%)	15,289,905.000 (33.1%)
1948年(昭和23年)	106,938,474.130	200,000.000 (0.2%)	(一般会計からの繰り入れ) 40,212,517.000 (37.6%)

もつまでになっていた。

もちろん、敗戦後の混乱とインフレの昂進のなかで、これらの社会保険が本来の機能を果たしていたとはいえない。とくに国民健康保険の場合はひどかった。京都府下町村 214 組合のうち、1947年(昭和22年)には20組合が開店休業、200組合が赤字だった。けれども、社会保険診療がガタガタになって壊滅するおそれはなかった。国民健康保険の制度をたたえた GHQ は、各府県当局に内容の充実を要請していた。

あれやこれやで、1948年(昭和23年)度の大学予算からは府補充金の名称は姿を消した。補充程度のことではどうにもならない、とのみきわめがついたのであろう。かわりに登場したのが、現在も使用されている「一般会計からの繰り入れ」なる表現である。昭和23年度予算についても、何回か追加更正がおこなわれたが、最終的には前年度の2倍を上まわり、1億円を越すことになった。うち、一般会計からの繰り入れは4千万円あまりの37.6%だった。

大学が京都府特別会計であることに変わりはなくとも、一般会計からの繰り入れ開始は、大学予算の性格に微妙な影響を与えた。1948年(昭和23年)度予算からは、なじみ深い実験費・研究費の項目が完全になくなった。多少研究に関する費目があっても、金額はいちじるしく少ない。当時の事情では止むを得なかったのかもしれないが。

ところが、事態の変化はそれだけにとどまらなかった。従来、学長、教授、助教授などは、俸給は京都府特別会計からもらっている、身分は文部教官だった。発令は内閣または文部省によっておこなわれた。事務職員の場合も同じで、身分は文部事務官だった。地方自治の振興の叫ばれる時代に、こんな変則的なことが、いつまでもつづこうはずはない。1949年(昭和24年)1月、教育公務員特例法にもとづき、教育職員はすべて京都府公立学校教員に身分替えされた。こえて1950年(昭和25年)4月、文部事務官も京都府事務職員になった。

いいかえれば、京都府立医科大学と京都府は、従来、財政的にも、職員の身分のうえでもつかずはなれずの関係にあった。それが、太平洋戦争敗北後数年にして、一体化の様相を濃くしはじめた。そうした時点で、京都府立医科大学(旧制)は予科と女子専門部を切りすて、学校教育法にもとづく京都府立医科大学(新制)に脱皮する。以後の歴史は第6章以下にゆずりたい。

あとがき

1940年(昭和15年)3月、学歌(伊良子清白作詞、服部正作曲)が制定された(本学80年史 p. 371)。

学 歌

伊良子清白 作詩
服部 正作曲

Moderato

1. ひかみカ 2. えきよミ 3. はやゆト 4. あろハス
けマ(ム) たヒレモ リルのノ カカゼユ もつらキ ムウツン すとり がキセ
くせいド じゃいれウ たノんコ てケのケ リジハノ けマイオ んユマシ とアさヘ しカキア マセマイ こイビケ とハカ一 のノビニ あケにヘ
かフは(ホ) ーシロハ ーくウホア ーシケミカ ービツのボ のかいノ ヒンろニ ীগてモ のうはエ ち一のル とイガナ もノクシ 一ウ小ホ レクのヲ とシカサ
こくがサ ー ー リキキキ てセヤゲ ー ー てノはス ー ー ほチみメ ー ー しマビゲ ー ー のクリミ ー ー むノのノ ー ー れカはア ー ー ばぜたい ー ー なニのノ ー ー フトにア ー ー ちどじカ ー ー をロのア ー ー ヤキはカ ー ー くヌシト

京 都 府 立 医 科 大 学

学 歌

伊良子清白 作詩
服部 正作曲
紀元二千六百年九月

【一】

比叡は明けたり鴨の水

学城立てり儼として

真理の証神祕の扉

生命の独火常照りて

星の群花地を灼く

【二】

鐘鳴る白昼かうかうと

橋井の健児眉昂る

制覇の業を受け継がん

豪邁の歌礫石の

巷の風に轟ぎぬ

【三】

見よ夕暮の空の月

青連の花今咲きて

円かに匂う史の色

永久の学府の栄光は

緑の旗の紅の橋

【四】

神と澄むもの雪祭り

医道古賢の教あり

生賢の日の曙に

燃ゆる血潮を捧げ来ぬ

仁慈の愛の赫灼と

(楠 智一, 細田 四郎, 鱈田 豊之)

